

串間市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

串 間 市

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2 計画の概要.....	2
第2章 串間市の子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1 人口・世帯等の動向.....	5
2 教育・保育施設の状況.....	10
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	12
4 ニーズ調査結果の概要.....	19
5 次世代育成支援地域後期行動計画の総括.....	31
6 子ども・子育て支援の主要な課題.....	34
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	37
1 基本理念.....	37
2 基本的視点.....	37
3 基本目標.....	38
4 取組方針.....	40
第4章 事業計画.....	49
1 教育・保育提供区域の設定.....	49
2 教育・保育提供体制の確保.....	51
3 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	55
4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実.....	64
5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進.....	65
第5章 計画の推進体制.....	67
1 市民や関係機関等との連携.....	67
2 計画の推進・点検体制.....	67
資 料 編.....	69
1 串間市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（串間市独自項目抜粋）.....	69
2 串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例.....	89
3 串間市子ども・子育て支援推進委員会委員名簿.....	91

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

本市では、「串間市次世代育成支援地域後期行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下の諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

(2) 計画策定の趣旨

以上みてきた関連3法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

(3) 法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

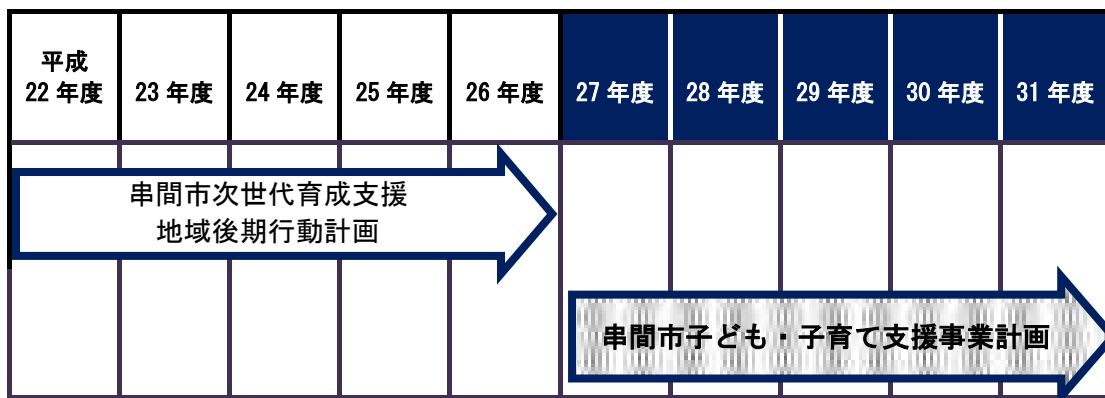
また、次世代育成支援対策法第8条第1項に基づく「串間市次世代育成支援地域後期行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。



(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「串間市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「串間市子ども・子育て推進委員会」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等）が計画的に盛り込まれているか。



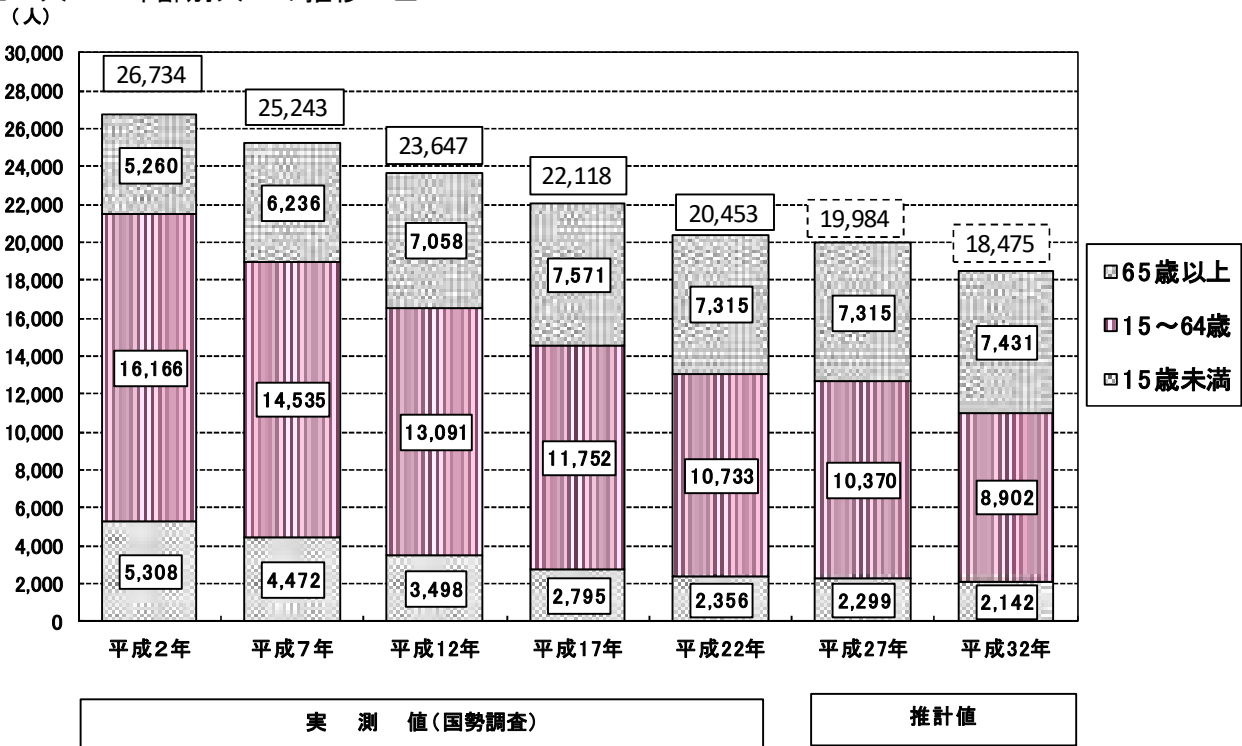
第2章 串間市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の動向

(1) 人口・世帯数の推移

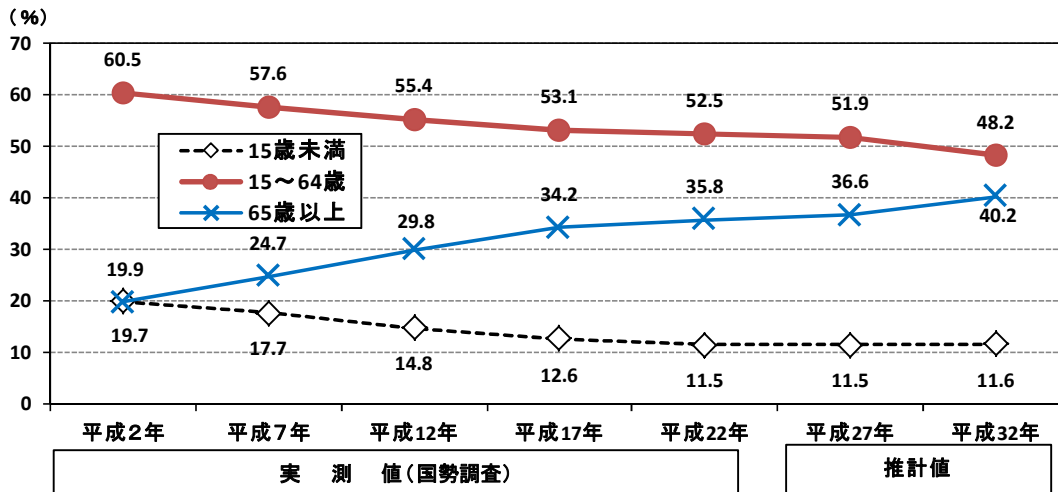
- 本市の人口は、平成2年の26,734人以降、減少傾向が続いており、平成22年では20,453人となっています。
- こうした中で、65歳以上の人口の増加と、15歳未満の人口の減少という少子高齢化が続く見込みです。

■ 人口・年齢別人口の推移 ■



(資料) 平成2年から平成22年は国勢調査(年齢不詳があるため総人口と一致しない場合がある)、平成27年、平成32年は推計値

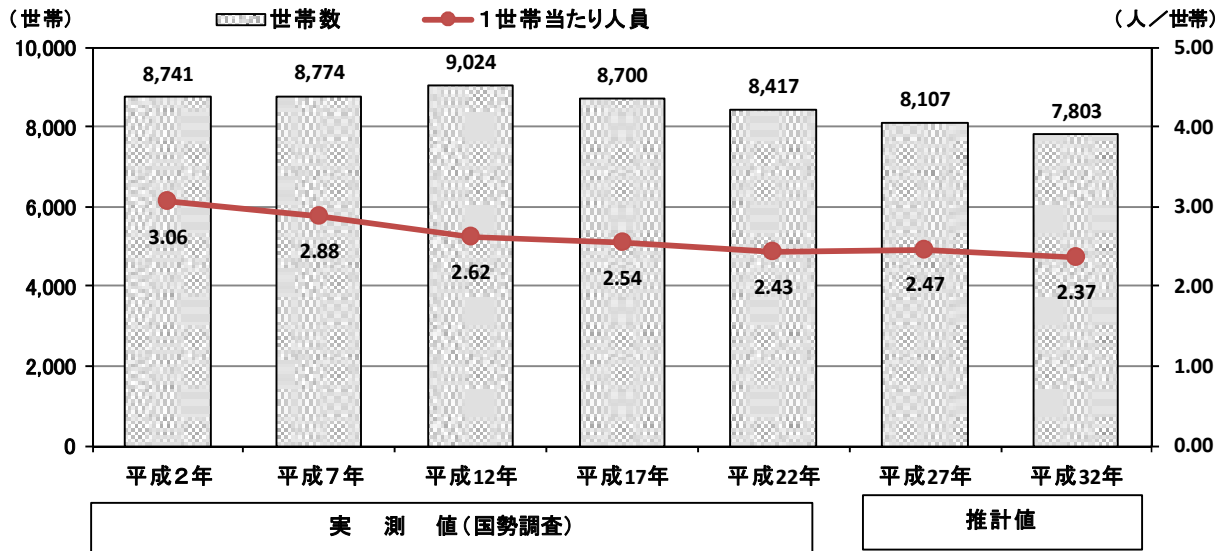
■ 年齢別構成比の推移 ■



(資料) 平成2年から平成22年は国勢調査、平成27年、平成32年は推計値

- 平成2年以降、人口は減少していましたが、世帯数は平成12年までは増加していました。しかし、世帯数も平成12年の9,024世帯をピークに減少に転じ、平成22年は8,417世帯に減少しています。

■ 世帯数、1世帯当たり人員の推移 ■

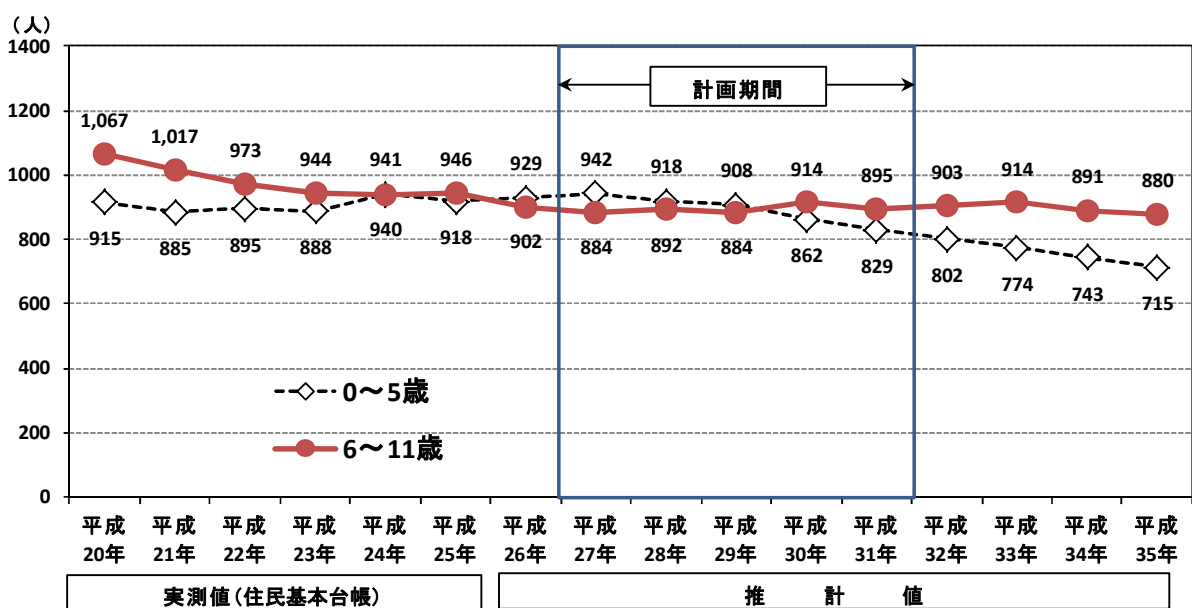


(資料) 平成2年から平成22年は国勢調査、平成27年、平成32年は推計値

(2) 11歳以下の子ども人数の推移

- 0～5歳の子ども的人数も、今後、減少していくことが予想されますが、6～11歳の人口は横ばいで推移していくものと見込まれています。

■ 11歳以下の子ども人数の推移 ■

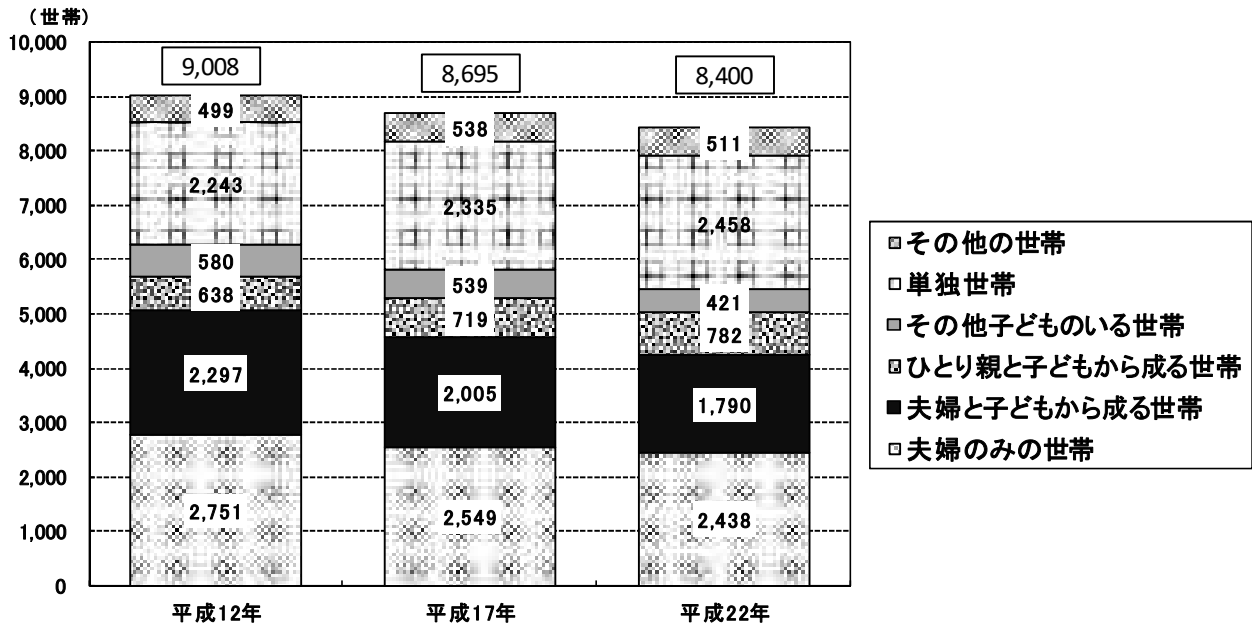


(資料) 平成20年から平成25年は住民基本台帳(各年4月1日)、平成26年以降は推計値

(3) 子育て世帯の推移

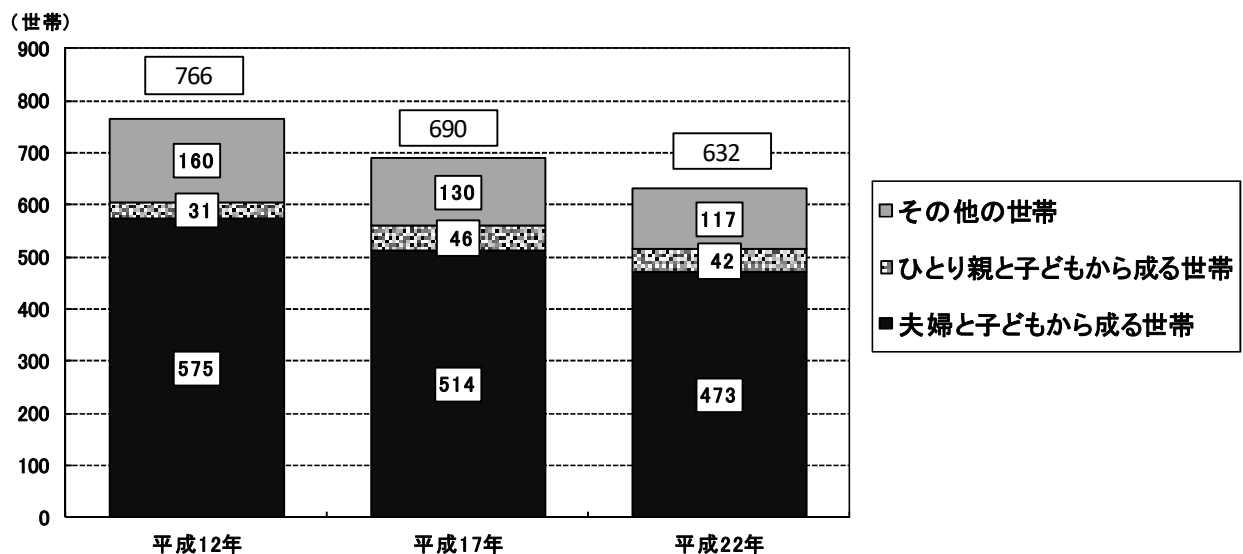
- 子どものいる世帯では、ひとり親世帯は増加していますが、夫婦と子どもから成る世帯及びその他子どものいる世帯（3世代同居等の核家族以外世帯）とも減少しています。
- 6歳未満の子どものいる世帯についても、夫婦と子どもの世帯、その他の世帯とも減少しています。

■ 一般世帯における子どものいる世帯の動向 ■



(資料) 国勢調査

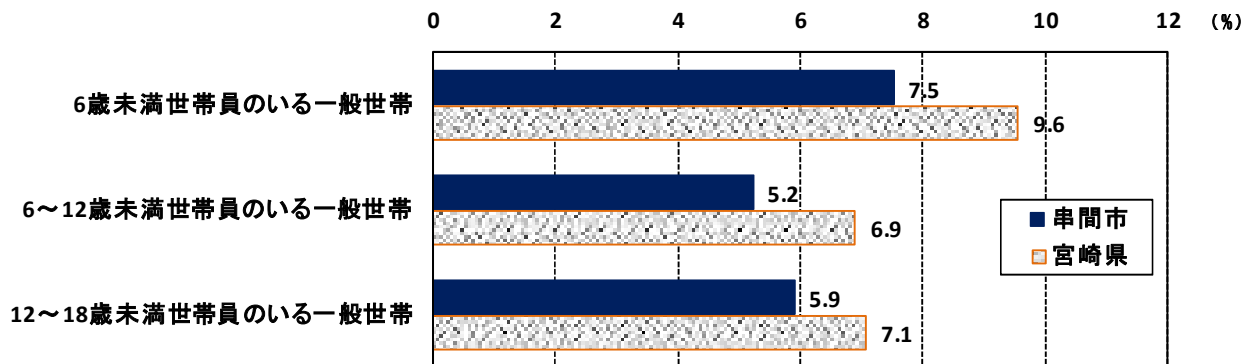
■ 6歳未満の子どものいる世帯の動向 ■



(資料) 国勢調査

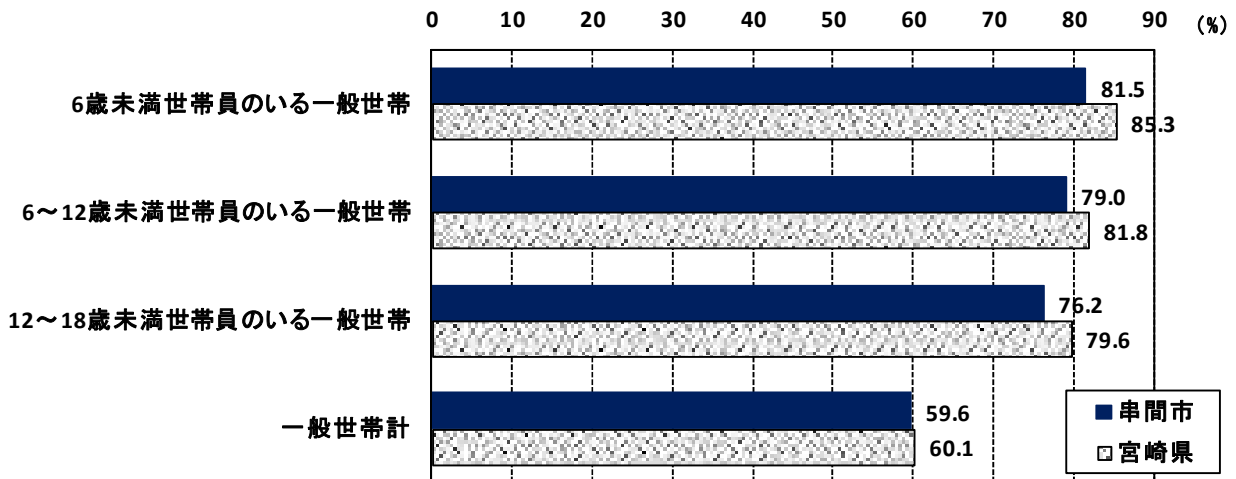
- 一般世帯に占める6歳未満の子どものいる世帯の割合をみると、串間市は7.5%で、宮崎県の平均に比べると、低くなっています。
- また、子どものいる世帯における核家族の割合をみると、6歳未満のいる世帯では81.5%、6～12歳未満の子どものいる世帯では79.0%、12～18歳未満の子どものいる世帯では76.2%と、いずれも県平均を下回っています。
- こうしたことから、本市では、身近に祖父母等の子育てを支援してくれる人のいる世帯が県全体に比べるとやや多くなっています。

■ 一般世帯に占める子どものいる世帯の割合 ■ (平成22年)



(資料) 国勢調査

■ 一般世帯と子どものいる世帯における核家族の割合 ■ (平成22年)



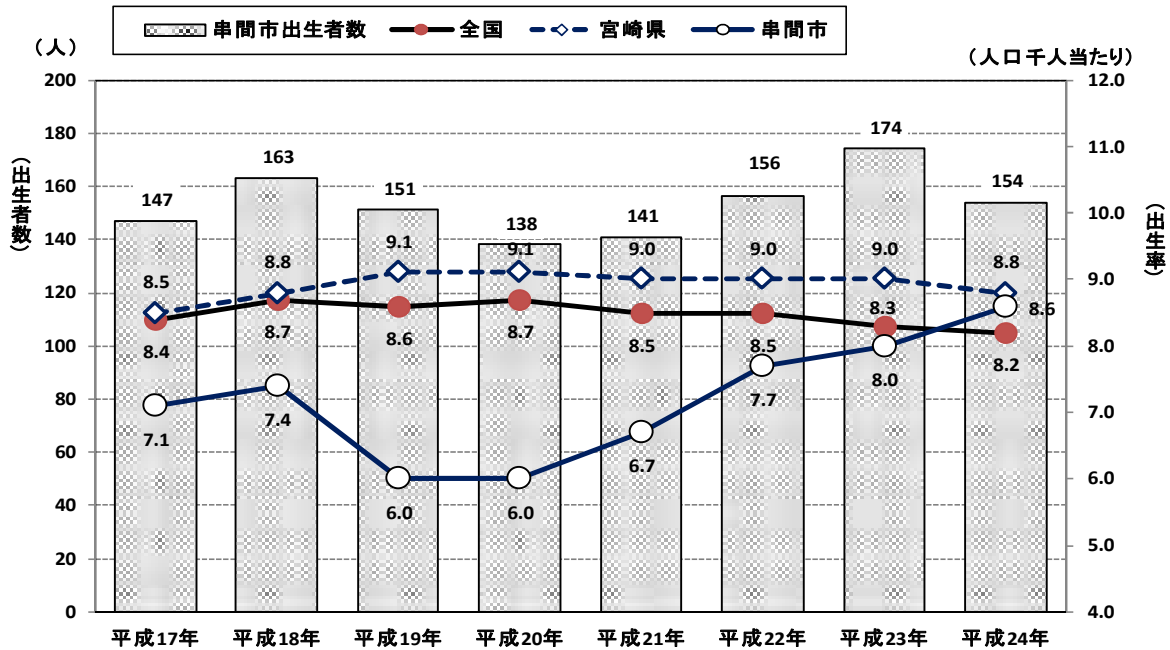
(資料) 国勢調査



(4) 出生者数の動向

- 出生者数は、平成23年に174人増加しましたが、平成24年は154人に減少しており、平成17年以降150人前後の年が多くなっています。
- 出生率は、平成20年以降増加しており、平成24年は8.5人で、全国より高く、宮崎県よりは低い水準になっています。

■ 出生者数の推移 ■

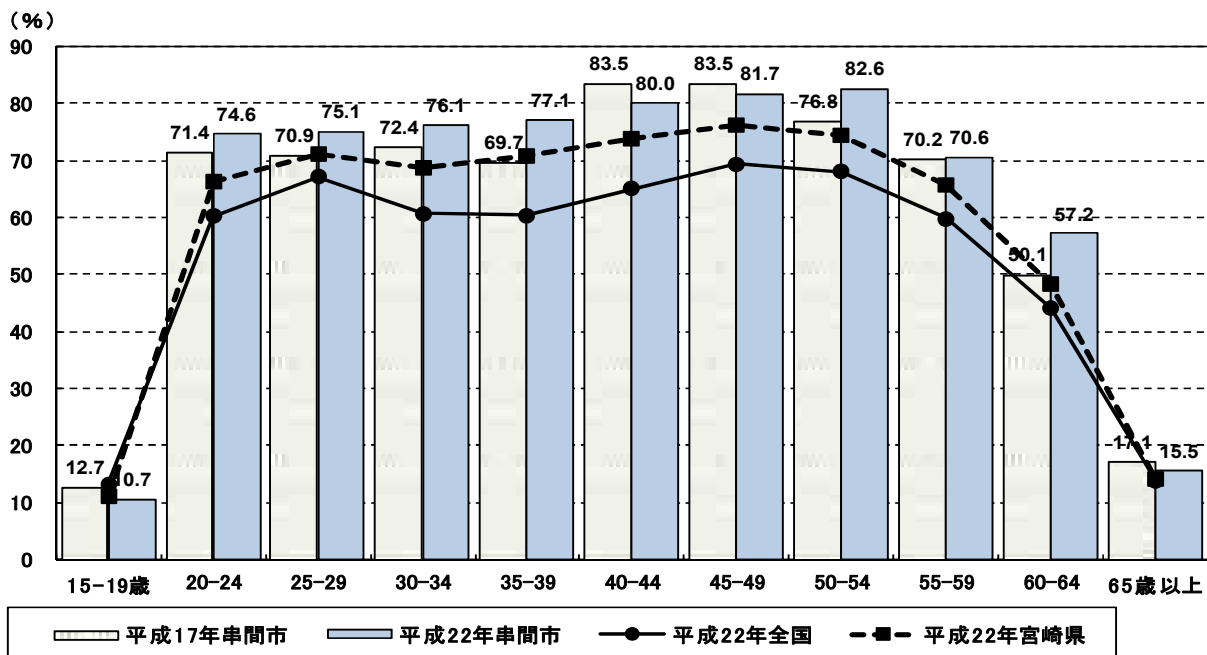


(資料) 衛生統計年報 (宮崎県福祉保健部)

⑤ 女性の就労状況

- 本市の女性就労率は、国や県平均に比べ、全体的に高い水準にあります。

■ 女性の就労状況 ■



(資料) 国勢調査

2 教育・保育施設の状況

- 平成 25 年度の在籍児童数は、保育所（園）が 673 人、幼稚園が 44 人、認定こども園が 12 人、合計 729 人となっています。
- 平成 25 年度の年齢別在籍児童数は、保育所（園）、幼稚園を合わせて、0歳が 48 人、1歳が 136 人、2歳が 125 人、3歳が 157 人、4歳が 130 人、5歳が 133 人となっています。
- 平成 25 年度における保育所（園）における月別人数の推移をみると、1歳児以上では人数に大きな変化はありませんが、0歳児は4月の 40 人から年度末の3月には 108 人に増加しています。

■ 在籍児童数の推移 ■

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
千種保育所(公立)	37	45	41	56	77
市木保育所(公立)	12	9	14	16	11
むつみ保育園(私立)	60	54	65	62	67
串間保育園(私立)	92	89	94	62	87
かんな保育園(私立)	67	63	70	75	68
上篠原保育園(私立)	36	36	27	28	37
南さくら保育園(私立)	105	100	110	103	105
みやこ保育園(私立)	35	32	34	35	31
やまびこ保育園(私立)	13	14	21	20	19
大東中央保育園(私立)	47	50	72	72	74
りんぼかん保育園(私立)	37	36	35	39	34
さくらさくら保育園(私立)	47	43	46	49	63
合 計(a)	588	571	629	617	673
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
こばと幼稚園(幼稚園)	55	54	50	52	44
こばと幼稚園(認定こども園)	4	9	14	8	12
合 計(b)	59	63	64	60	56
総合計(a+b)	647	634	693	677	729

■ 年齢別在籍児童数（平成 25 年度） ■

（単位：人）

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計	定員
千種保育所（公立）	7	9	17	15	17	12	77	60
市木保育所（公立）	0	4	0	7	0	0	11	30
むつみ保育園（私立）	2	15	13	16	9	12	67	60
串間保育園（私立）	7	20	18	18	13	11	87	90
かんな保育園（私立）	8	12	7	18	8	15	68	60
上篠原保育園（私立）	2	8	9	3	6	9	37	30
南さくら保育園（私立）	8	24	19	23	12	19	105	90
みやこ保育園（私立）	3	3	7	7	5	6	31	30
やまびこ保育園（私立）	2	3	2	4	5	3	19	20
大東中央保育園（私立）	4	14	15	12	12	17	74	60
りんぼかん保育園（私立）	2	3	6	8	10	5	34	30
さくらさくら保育園（私立）	3	14	7	16	14	9	63	45
合 計(a)	48	129	120	147	111	118	673	605

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計	合計
こばと幼稚園（幼稚園）	0	0	0	10	19	15	44	200
こばと幼稚園（認定こども園）	0	7	5	0	0	0	12	15
合 計(b)	0	7	5	10	19	15	56	215
総合計(a+b)	48	136	125	157	130	133	729	820

■ 保育所（園）入所児童の月別推移（平成 25 年度） ■

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0 歳	40	48	57	64	73	81	84	91	100	101	105	108
1 歳	124	129	127	129	129	135	138	140	140	139	140	140
2 歳	118	120	119	117	118	119	120	120	121	122	122	121
3 歳	146	147	147	149	146	148	149	149	151	150	150	148
4 歳	112	111	111	112	112	112	112	112	112	114	114	114
5 歳	118	118	118	119	118	122	122	122	122	122	122	122

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

- ①利用者支援事業【新規】
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

① 利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

串間市の取組状況

- 新規の事業のため実績はありません。

② 地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います。

- 子育て親子が気軽にそして、自由に利用できる交流の場です。
- 子育てに不安や悩みなどを持っているお父さん、お母さんの相談にのります。
- 身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供を行います。
- 毎月親子で楽しめる様々なイベントを企画しています。

申間市の取組状況

■平成 25 年度実施内容■

名称	実施場所	子育て相談
すこやかひろば	申間市総合保健福祉センター2階	月曜日～金曜日 水曜日は 11 時まで ※土・日・祝日を除く
子育て支援センター	南さくら保育園	月曜日～土曜日 土曜日は 13 時まで ※日・祝日を除く

【実績】

(年間延べ人数)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
すこやかひろば			6,124 人
子育て支援センター	5,389 人	6,365 人	6,295 人

③ 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行います。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
- ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

申間市の取組状況

国が示している妊婦健康診査の実施基準に基づき、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票(助成券)を14回配布しています。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診者数	170 人	150 人	138 人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

串間市の取組状況

母子保健推進員、保健師等が生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問し、赤ちゃんの足形をとったり、串間市の子育てに関する情報提供や育児相談を受けたりしています。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ訪問件数			139 件

⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

事業内容

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取組に対する支援を行います。

串間市の取組状況

- 子育てについて悩んでいる家庭を訪問し、相談・支援を行います。
- 電話での相談も行います。
- 保健師、栄養士や専門機関と連携を行い、相談・支援を行います。

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ訪問回数	302 回	466 回	442 回

⑥ 子育て短期支援事業

事業内容

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

申間市の取組状況

本市では実施していません。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業内容

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

申間市の取組状況

日南市と共同で実施しています。

○利用対象者 0歳児～小学校6年生まで

○開設時間（月曜日～金曜日）午前7時から午後7時まで

○利用料金

1時間当たり 600円

上記以外1時間当たり 700円（時間超過・土・日曜日、祝日）



⑧ 一時預かり事業

事業内容

保護者の就労形態の多様化及び保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、保育が困難となる児童を一時預かります。

また、幼稚園において、教育時間終了後等に在園児を一定時間預かる事業（預かり保育）です。

申間市の取組状況

【実施施設】

市内のすべての保育所（園）、幼稚園で実施しています。

【利用対象者】

- 育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童
- 保護者が就労している家庭で幼稚園を利用している児童

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用児童数	2,839 人	2,103 人	3,318 人

⑨ 延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行います。

申間市の取組状況

市内の保育所（園）で実施しています。

⑩ 病児・病後児保育事業

事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に保育します。

串間市の取組状況

- 実施施設 ・串間市病児保育センター
・チャイルドケアさくら
- 対象 0歳～9歳児（小学校3年生）まで
- 利用時間 月曜日～土曜日
※日曜日・祝日除く
- 利用料金 1日 1,500円

【実施施設】

名 称	所在地
串間市病児保育センター	串間市大字西方 14887
チャイルドケアさくら	串間市大字北方 7358-2

【実績】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用児童数		191 人	191 人



⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容

保護者が働いているなどの理由で、昼間家に保護者等のいない児童を預かり、遊びを中心とした指導を通じて児童の安全と健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設しています。

申間市の取組状況

市内の保育所（園）、幼稚園で実施しています。

【登録者数】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
低学年	52 人	125 人	131 人
高学年	2 人	2 人	1 人



4 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

■調査の目的

国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成27年度を初年度とする『串間市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「串間市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査の実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	就学児童調査
1. 調査対象者と抽出方法	串間市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童の保護者から無作為抽出	串間市に居住する小学生の保護者から無作為抽出
2. 調査方法	幼稚園・保育所（園）からの配布・回収と郵送による配布・回収する郵送調査法を併用	小学校を通して配布し、郵送により回収
3. 調査期間	平成25年10月～11月	平成25年10月～11月
4. 回収状況	配布数 683 回収数 434 回収率 63.5%	発送数 216 回収数 104 回収率 48.1%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第二位を四捨五入して、小数第一位までを表示としているため、その合計は必ずしも100.0%にならない場合があります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えています。

(2) 就学前児童

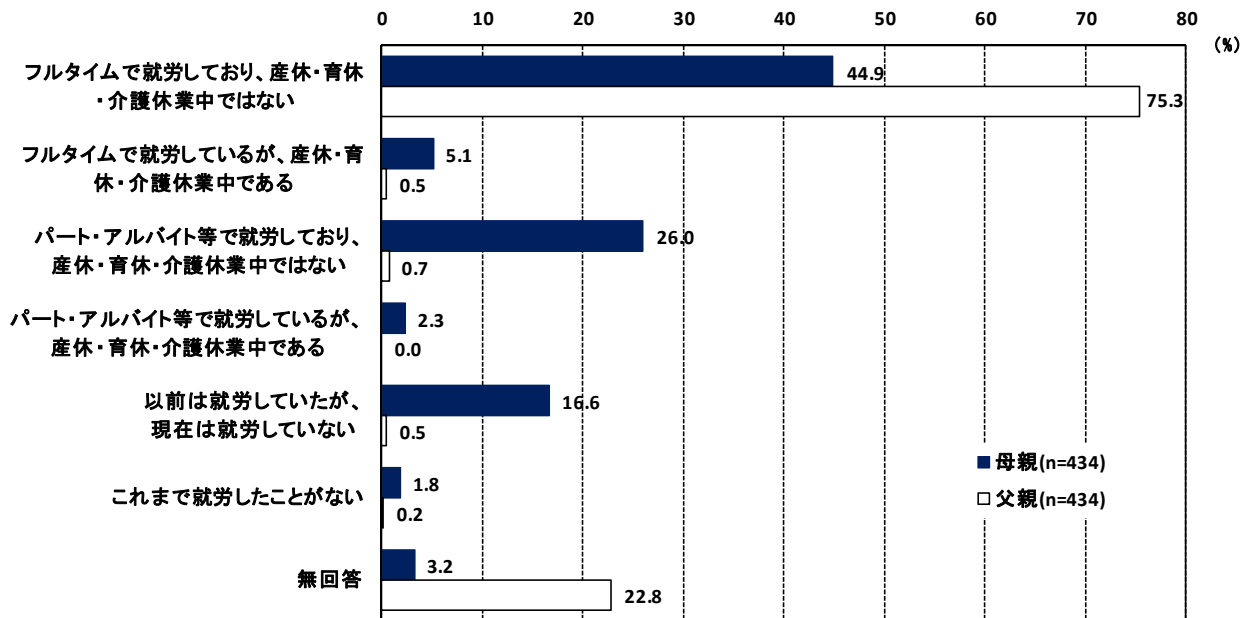
■母親・父親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.9%で最も多く、次いで、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が16.6%となっています。

児童年齢別にみると、0歳児で、フルタイム就労が少ないことから、妊娠・出産を契機として、かなりの人が、退職しているものと思われます。

父親については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が75.3%と圧倒的に多く、パート・アルバイトでの就労はほとんどありません。

【就労状況】



【児童年齢別にみた母親の就労状況】

(単位: %)

児童年齢別	サンプル数	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
全体	434	44.9	5.1	26.0	2.3	16.6	1.8	3.2
0歳児	121	27.3	12.4	18.2	2.5	36.4	1.7	1.7
1歳児	92	52.2	5.4	25.0	3.3	10.9	-	3.3
2歳児	66	50.0	1.5	28.8	4.5	9.1	4.5	1.5
3歳児	62	61.3	-	32.3	-	4.8	-	1.6
4歳児	45	46.7	-	31.1	-	15.6	2.2	4.4
5歳児	39	53.8	-	30.8	-	5.1	2.6	7.7

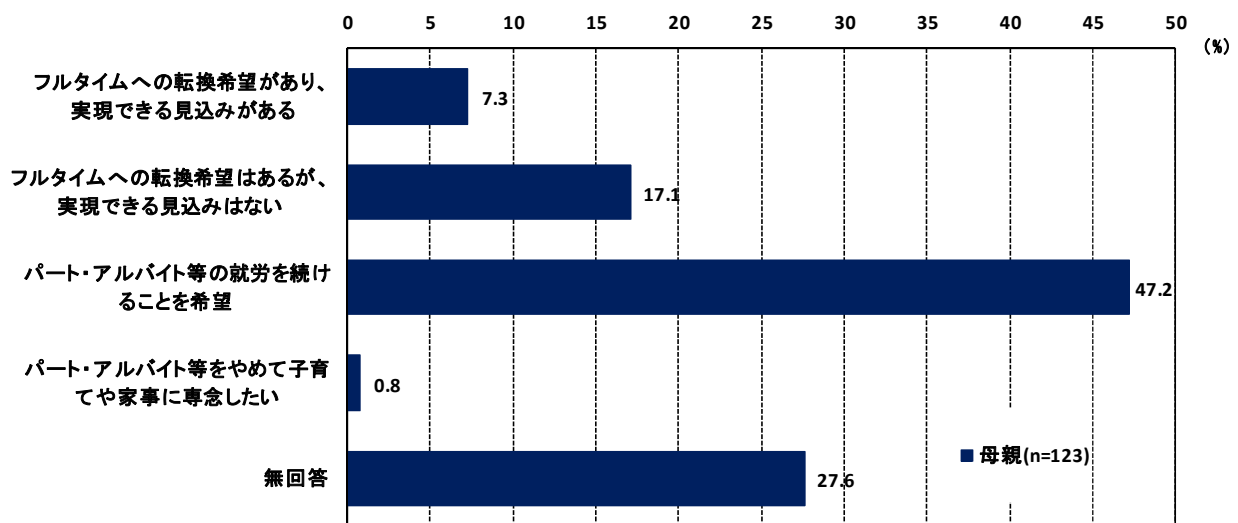
■母親のフルタイムへの転換希望

母親についてパートタイム・アルバイトからフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が47.2%で最も多く、次いで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が17.1%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が7.3%となっており、就労意欲が非常に強くなっています。

一方、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」は0.8%とごくわずかです。

児童年齢別にみると、年齢の高い児童よりは低い児童の保護者で「フルタイム」への就労意欲が強くなっています。

【就労の転換希望】



【児童年齢別にみた就労の転換希望】

(単位：%)

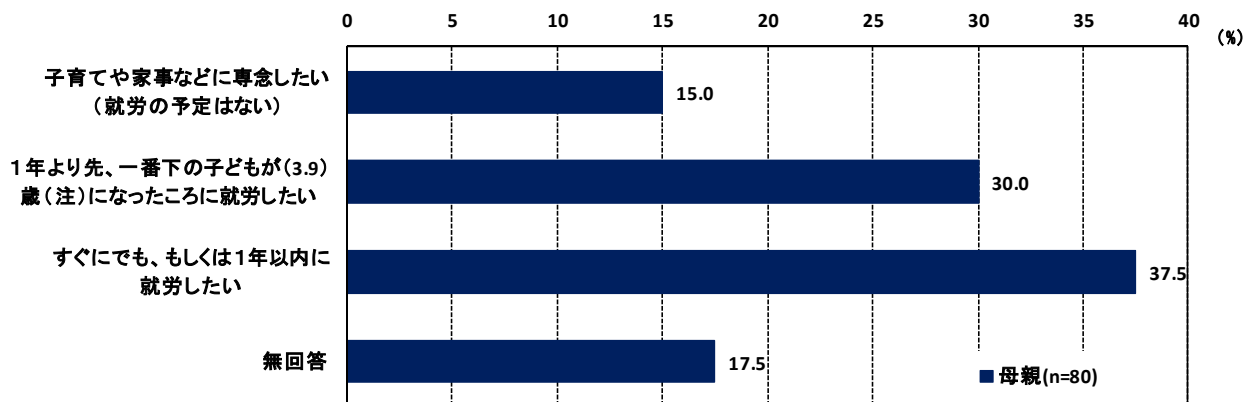
	サンプル数	フルタイムへの転換希望あり、実現できる見込みがある	フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	無回答	
全体	123	7.3	17.1	47.2	0.8	27.6	
児童年齢別	0歳児	12.0	20.0	28.0	-	40.0	
	1歳児	7.7	23.1	42.3	-	26.9	
	2歳児	4.5	4.5	63.6	-	27.3	
	3歳児	20	5.0	20.0	40.0	5.0	30.0
	4歳児	14	7.1	21.4	50.0	-	21.4
	5歳児	12	-	16.7	66.7	-	16.7

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が37.5%で最も多く、「1年より先、一番下の子どもが(3.9)歳になったところに就労したい」が30.0%と、全体の就労意向は6割を超えており、就労意欲は非常に強くなっています。

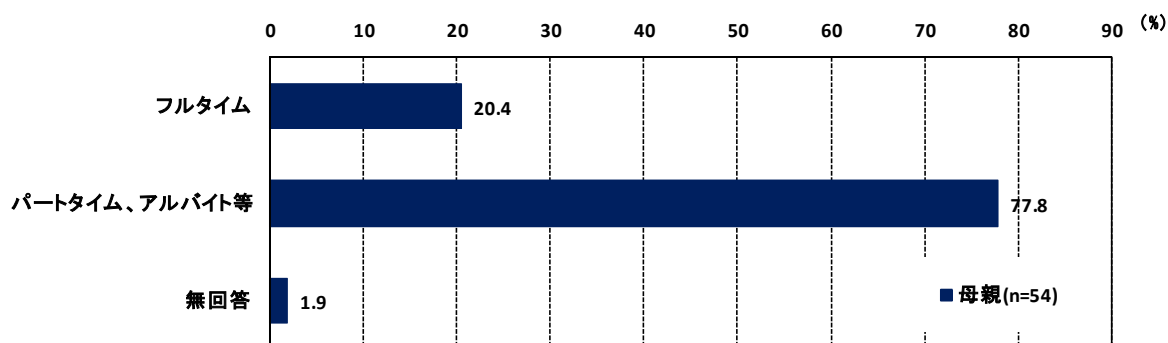
就労を希望する母親の就労形態としては、「フルタイム」は20.4%にとどまり、「パートタイム、アルバイト等による就労」が77.8%と圧倒的に高くなっています。

【就労していない母親の就労意向】



(注) () 歳の数字は、平均年齢

【就労を希望する母親の就労形態】



■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

串間市では、保育所（園）12 箇所と幼稚園1 箇所です業を実施しています。

《現在の利用状況》

利用しているサービスとしては、「認可保育所」が68.2%で最も多く、次いで「幼稚園」の6.9%となっています。

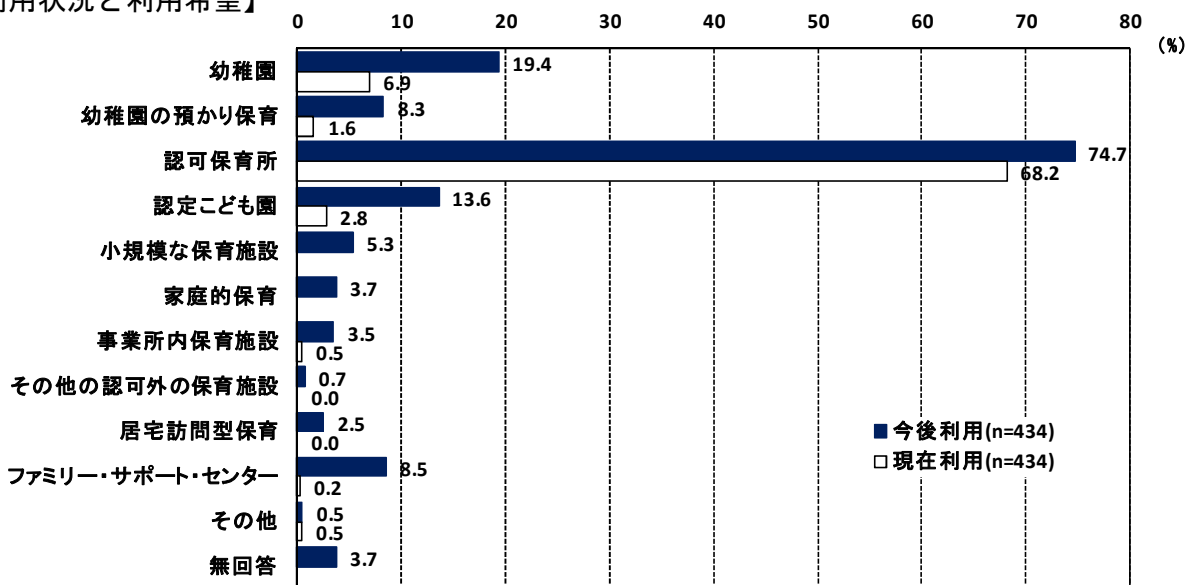
なお、「利用していない」との回答は、19.4%となっています。

《今後の利用意向》

今後、利用したいサービスとしては、「認可保育所」が74.7%と多くなっています。「幼稚園」は、19.4%で、現在の利用率6.9%より12.5ポイント上回っています。

児童年齢別にみると、5歳児では87.2%が「認可保育所」を希望しています。

【利用状況と利用希望】



【児童年齢別にみた利用希望】

(単位: %)

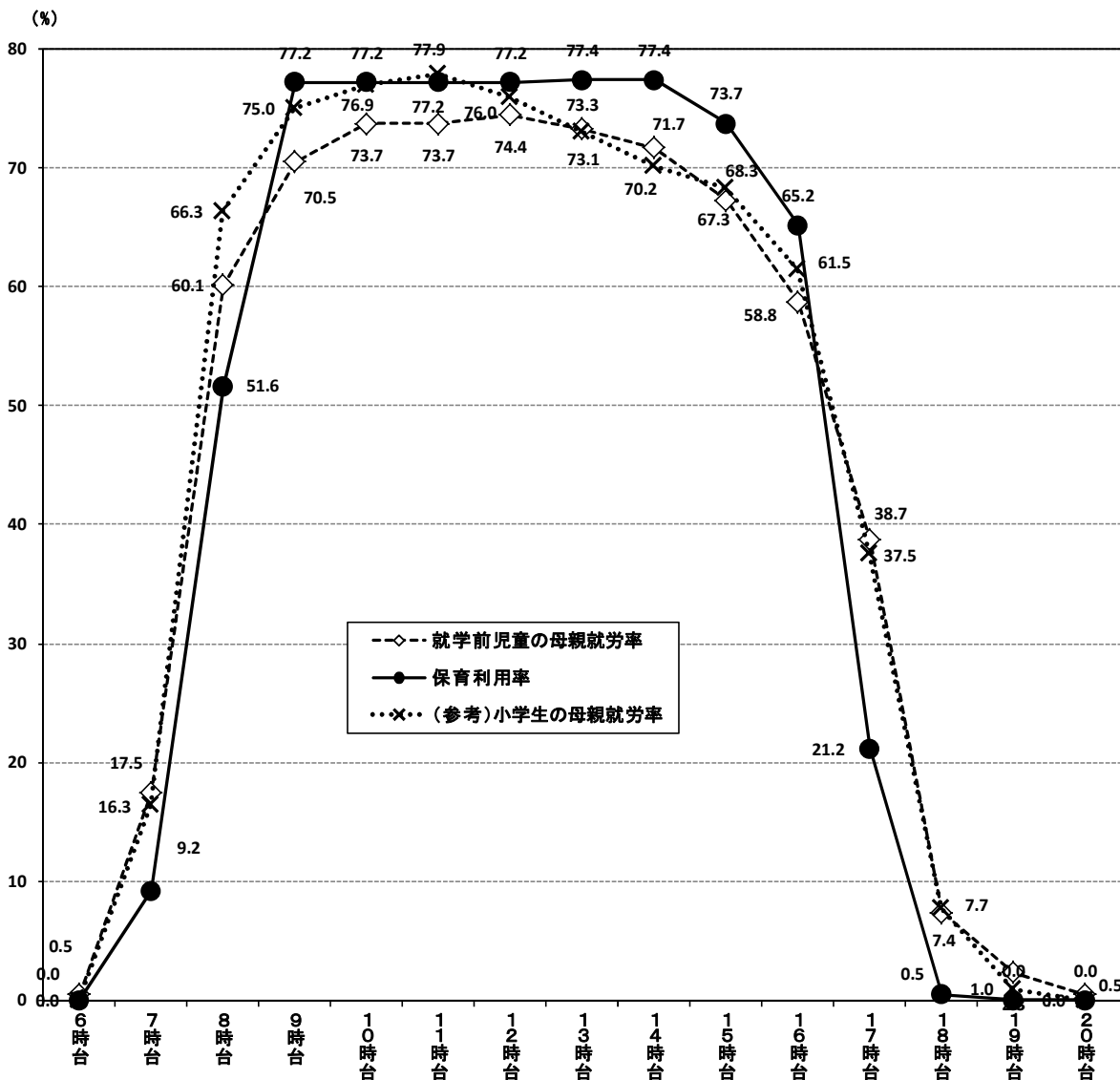
	サンプル数	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答	
全体	434	19.4	8.3	74.7	13.6	5.3	3.7	3.5	0.7	2.5	8.5	0.5	3.7	
児童年齢別	0歳児	121	21.5	9.1	73.6	13.2	9.1	3.3	5.0	0.8	1.7	9.1	-	2.5
	1歳児	92	15.2	7.6	78.3	25.0	6.5	4.3	4.3	1.1	2.2	7.6	1.1	1.1
	2歳児	66	21.2	9.1	77.3	12.1	4.5	1.5	1.5	-	1.5	6.1	-	3.0
	3歳児	62	14.5	8.1	80.6	9.7	1.6	4.8	4.8	1.6	3.2	11.3	-	4.8
	4歳児	45	31.1	11.1	55.6	4.4	2.2	2.2	-	-	-	4.4	-	4.4
	5歳児	39	12.8	2.6	87.2	10.3	2.6	7.7	2.6	-	5.1	10.3	2.6	2.6

- 幼稚園: 通常の就園時間の利用
- 幼稚園の預かり保育: 通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ
- 認可保育所: 国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの
- 認定こども園: 幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設
- 小規模な保育施設: 国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6~19人のもの
- 家庭的保育: 保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業
- 事業所内保育施設: 企業が主に従業員用に運営する施設
- 居宅訪問型保育: ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業
- ファミリー・サポート・センター: 子育て支援を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互支援をする事業

図は、母親の就労率と教育・保育利用率の関係を示したのですが、9時から16時台は、母親の就労率よりも教育・保育利用率の方が上回っていることから、この時間帯のニーズには対応できていると思われます。

ただ、7時台、8時台、17時台、18時台では、母親の就労率の方が上回っていることから、少し不足感があるものと思われます。

【母親の就労率と教育・保育利用率の関係】



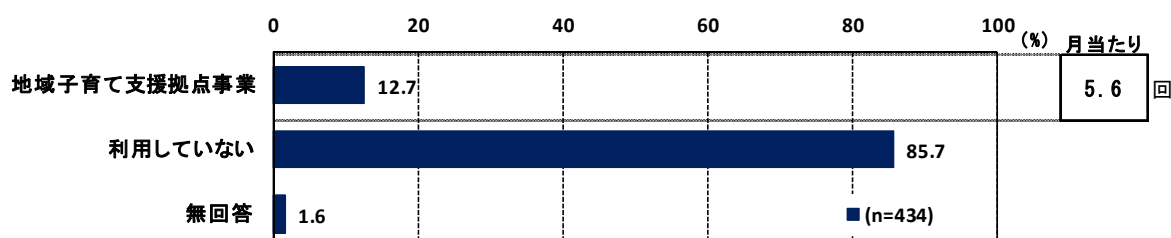
■地域子育て支援拠点事業の利用状況

串間市では、地域子育て支援拠点事業として、「子育て支援センター」と「すこやかひろば」の2箇所を実施しています。

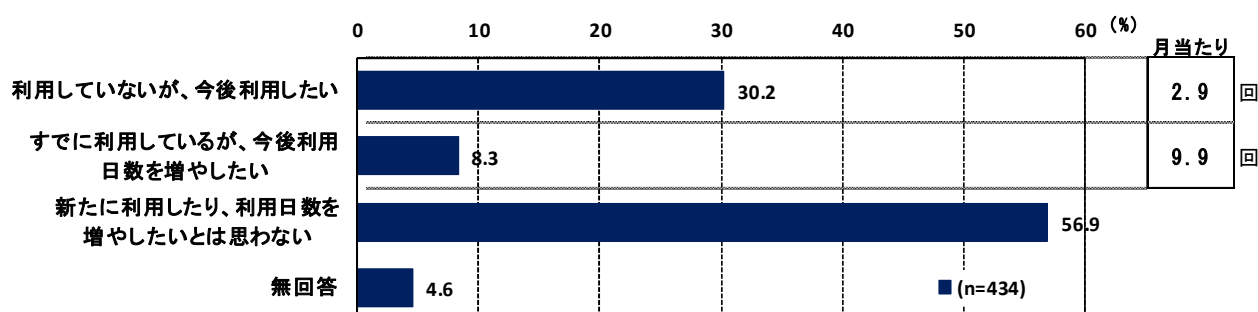
その利用状況を見ると、「利用していない」が85.7%と8割以上の人が利用していないという状況となっています。

また、今後の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が56.9%で利用意向のない人が半数を超えています。「利用していないが、今後利用したい」は30.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が8.3%となっています。

【利用状況】



【今後の利用意向】

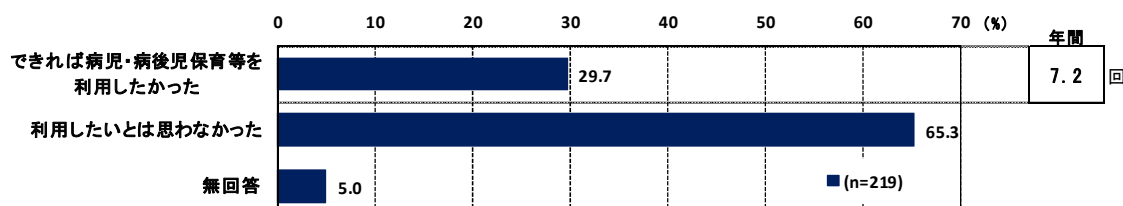


■病児・病後保育の利用希望

串間市では、病児・病後児保育は「串間市病児保育センター」と「チャイルドケアさくら」の2箇所を実施しています。

父親または母親が休んだ際、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」が29.7%、「利用したいとは思わなかった」が65.3%となっています。

【利用意向】



■一時預かりの利用希望

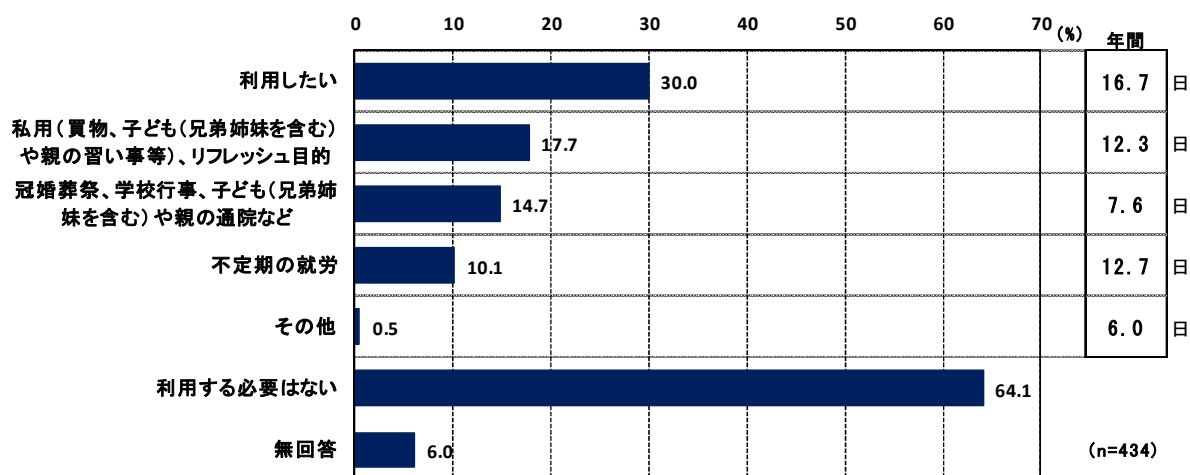
串間市では、一時預かりはすべての保育所（園）・幼稚園で実施しています。

一時預かりを私用、親の通院、不定期の就労等の目的で「利用したい」は30.0%で、その日数は16.7日となっています。

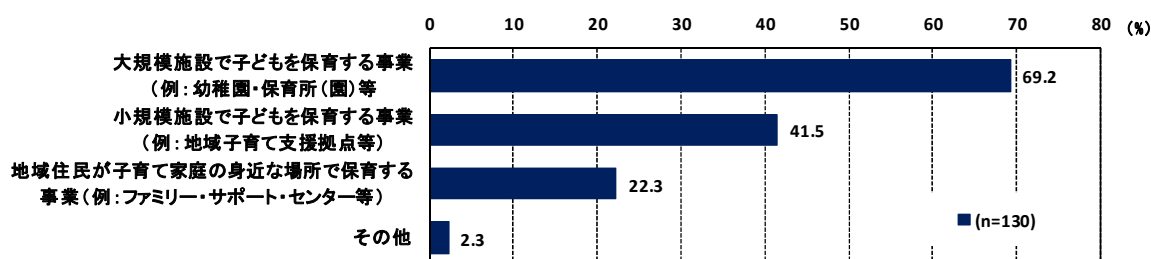
利用する理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が17.7%、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が14.7%、「不定期の就労」が10.1%となっています。

預ける場合の事業形態としては、「大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所（園）等）」が69.2%、「小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等）」が41.5%、「地域住民が子育て家庭の身近な場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）」が22.3%となっています。

【利用意向】



【利用したい事業形態】

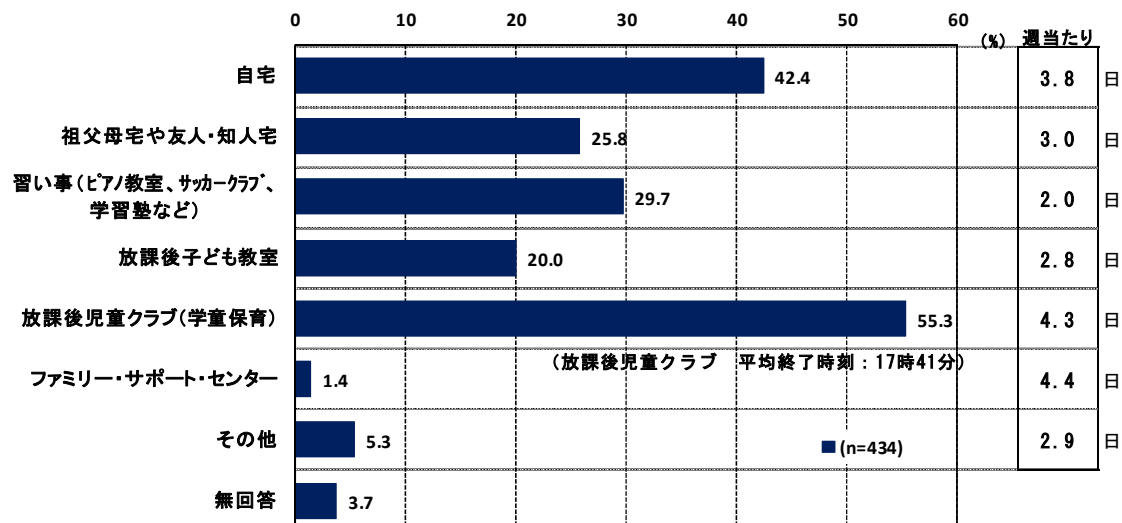


■放課後児童クラブの利用意向

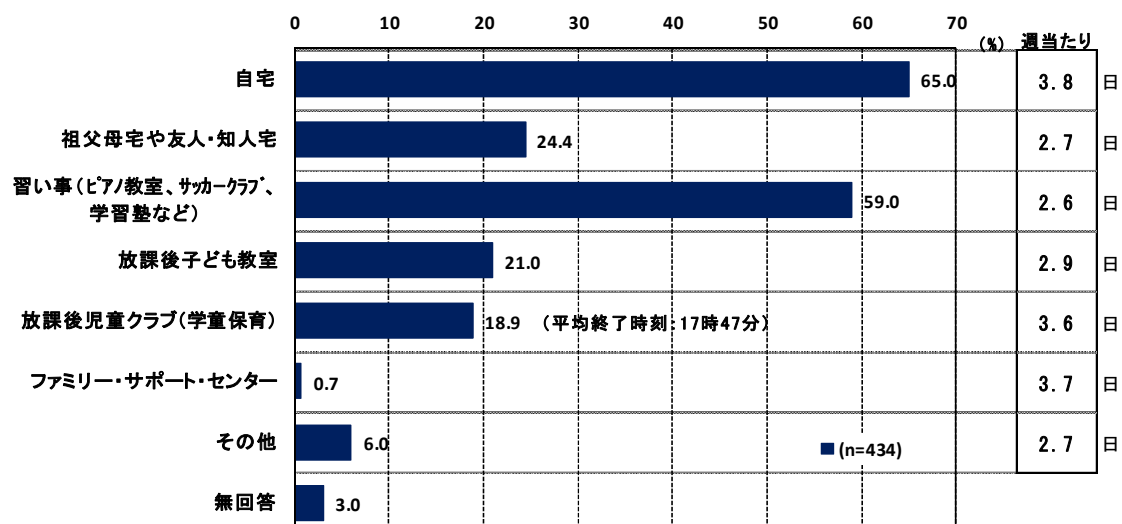
串間市では、放課後児童クラブは保育所（園）・幼稚園で実施しています。

「放課後児童クラブ」の利用意向をみると、小学校低学年（1～3年生）では55.3%、小学校高学年（4～6年生）では18.9%となっています。

【低学年】



【高学年】



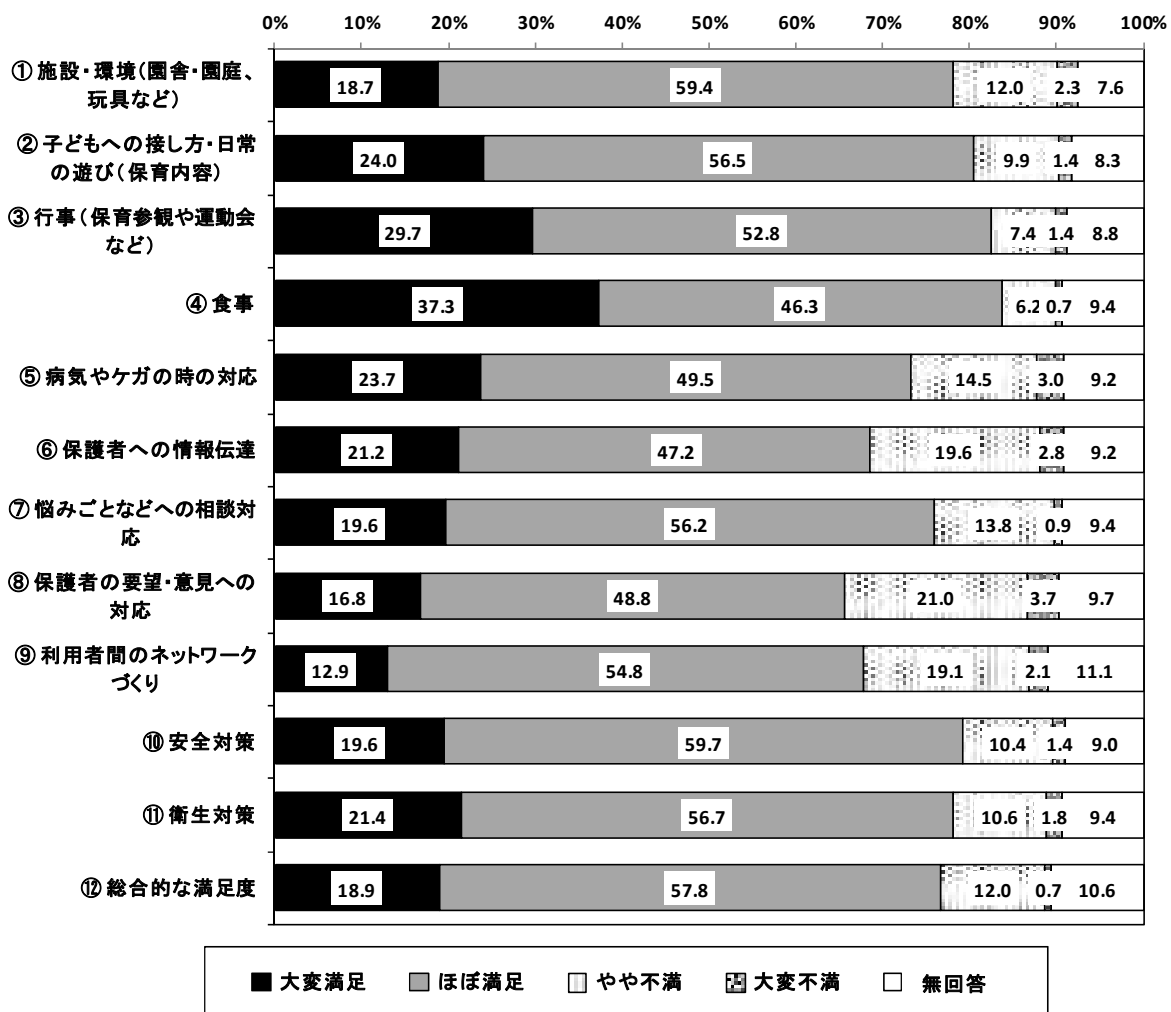
■子育て支援施策に対する満足度

利用している保育サービスに対する満足度についてみると、どの項目でも大変満足、ほぼ満足と回答している人の割合は高くなっています。

中でも「④食事」では大変満足が37.3%と最も多くなっています。

一方、「⑧保護者の要望・意見への対応」、「⑨利用者間のネットワークづくり」、「⑥保護者への情報伝達」では、やや不満の割合がほかの項目と比べて高くなっています。

【子育て支援施策に対する満足度】



(3) 小学生

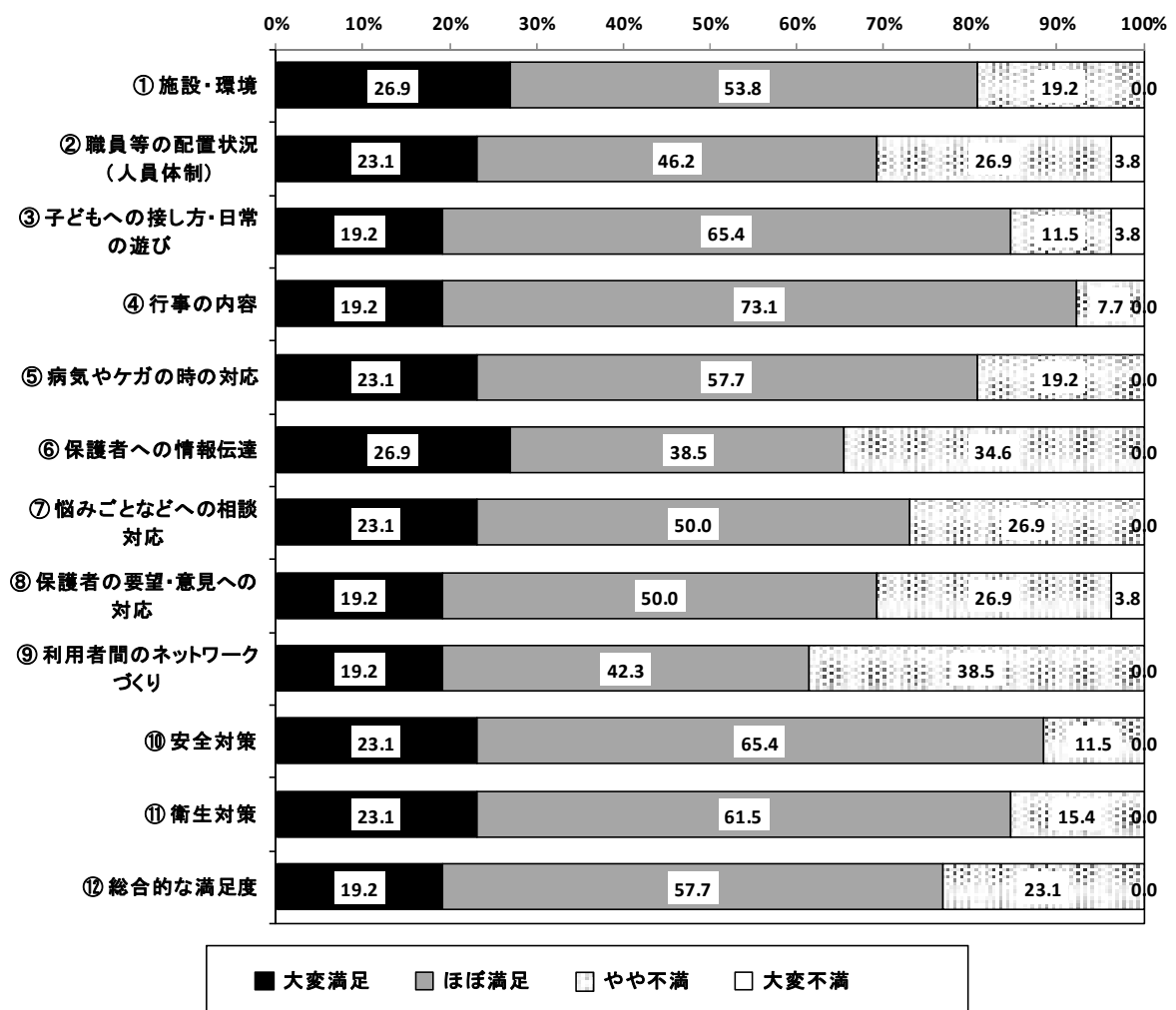
■放課後児童クラブの評価

放課後児童クラブを利用している人に、その満足度を尋ねたところ、下図に示すとおり、「大変満足」、「ほぼ満足」を合わせると全体的に高い満足度となっています。

特に、「④行事の内容」が92.3%、「⑩安全対策」が88.5%、「③子どもへの接し方・日常の遊び」が84.6%と満足度は高くなっています。

一方、「⑨利用者間のネットワークづくり」、「⑥保護者への情報伝達」では、やや不満と回答した人が3割を超えており、他の項目と比べると満足度が低くなっています。

【利用評価】

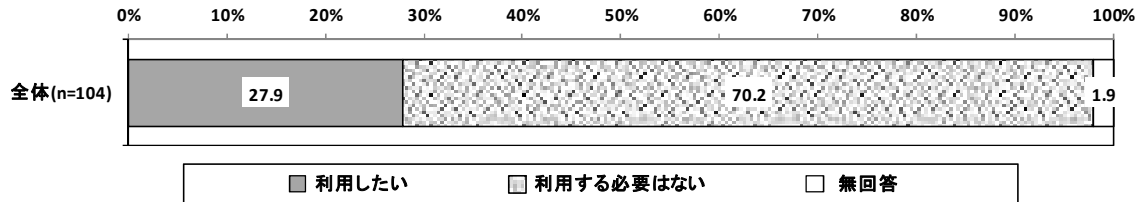


■放課後児童クラブの利用意向

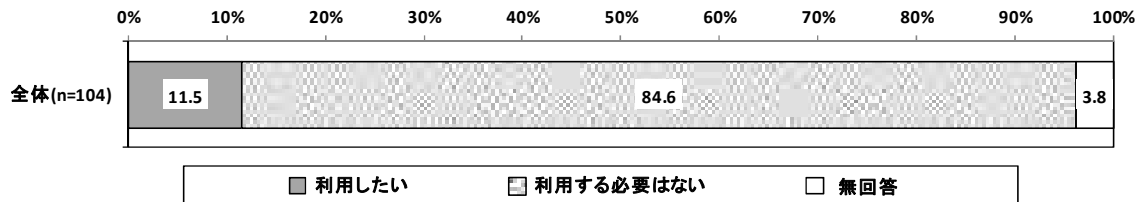
放課後児童クラブの利用意向についてみると、「利用したい」は、平日が27.9%、土曜日が11.5%、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中が39.4%となっています。

また、小学校高学年（4～6年生）時では、16.3%の利用意向となっています。

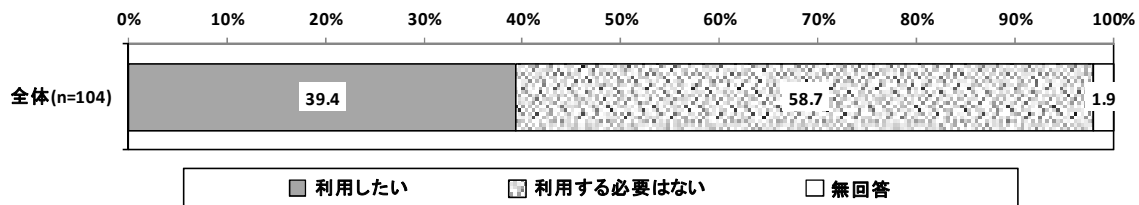
【平日の利用意向】



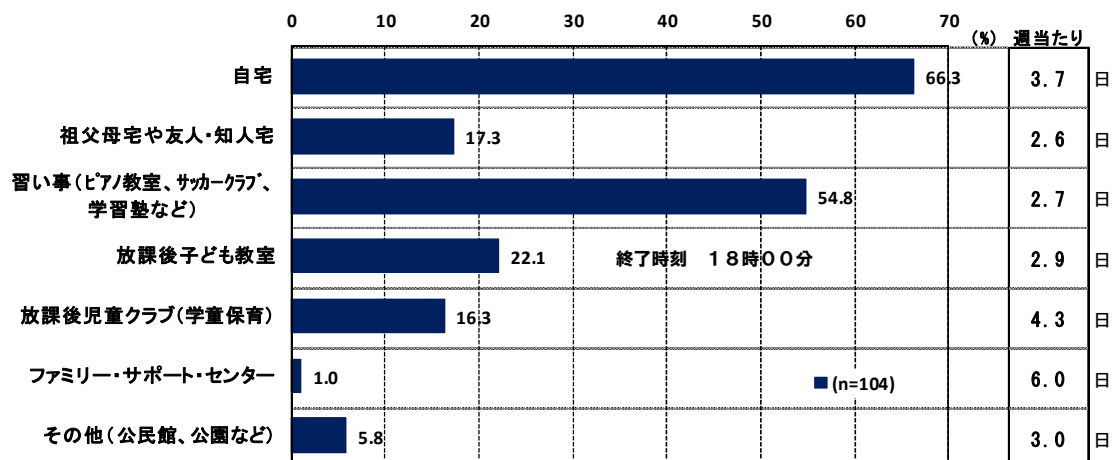
【土曜日の利用意向】



【夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中の利用意向】



【小学校高学年（4～6年生）の利用意向】



5 次世代育成支援地域後期行動計画の総括

基本理念として、『**健康と安心 歴史と自然が調和した子どもに夢としあわせを創造し、目指そう！ 子育て 親育ち 地域育ち**』をかかげた次世代育成支援地域後期行動計画の実施状況等の評価と課題をまとめると、以下のようになります。

基本目標1 子どもの健やかな成長を支援します

○実施状況

安心して子どもを産み育て、生まれた子どもが健やかに成長するために、妊娠・出産・子育てに関する相談や健診の機会を設けるとともに、「食」を通じた子どもの健康指導や、病気予防の事業に取り組み、併せて小児の地域医療機関の確保に努めました。

また、思春期の心身の育成のため、学校の保健室や保健所との連携を図りました。

○今後の課題

病気予防や健診の未受診者に対し、事業への理解を深めてもらうために、さらなる周知・啓発を行い、事業への参加を促し、子どもの健やかな育成につなげます。また、小児の地域医療機関の確保に引き続き取り組み、また関係機関との連携をさらに深め、支援の充実を図ることが必要です。

基本目標2 男女がともに子育てできるようにします

○実施状況

男女が共に家事や子育てに参加することが大切であることから、家庭教育学級の開催や男女共同参画フォーラム、DV防止講座を開催し、普及啓発を図るとともにリーダー育成に取り組みました。

○今後の課題

男性の仕事優先の生活や、共働きによって、子どもと触れ合う時間の確保が困難な状況にあります。男女ともに仕事と子育てを両立できる働き方が必要であることから、保護者の働き方の見直しや子育てに理解のある職場づくりを進めていく必要があります。

基本目標3 次代の親を育成するための支援をします

○実施状況

家庭教育学級において、陶芸教室や餅つき大会等を実施することで、子どもと親が共同で取り組む時間を設け、親子のふれあいを深めるとともに、子育てによって親としての成長を感じてもらうことができました。

また、親から子どもに対する虐待防止の啓発に、関係する機関が連携して取り組むとともに、虐待や支援を必要とするケースについては迅速かつ適切に対応してきました。

○今後の課題

子どもを産み育てることの喜びや、親としての責任を継続して伝えていくことが大切であることから、今後も普及啓発のための事業に取り組む必要があります。

今後も子どもの人権を脅かす問題に対しては、迅速かつ適切な対応が必要です。

基本目標4 役立つ情報と気軽に利用できるサービスを提供します

○実施状況

子育てに必要な適切な情報を手軽に入手できるように、串間市のホームページや広報紙で情報を提供し、子育て支援センターや串間市総合保健福祉センターでは情報の提供と合わせて相談等にも対応してきました。

また、関連施設が連携して、それぞれの子育てに関する施設の機能を紹介し、子育てに関するサービスを提供するよう努めました。

○今後の課題

子育て支援の拠点となる子育て支援センターやすこやかひろばが中心となって関連施設の連携をさらに深め、適切な情報提供や内容の充実したサービスを提供していく必要があります。

基本目標5 多様なニーズに応じた保育・教育を進めます

○実施状況

保育ニーズの多様化に対し、延長保育や一時預かり、病児病後児保育等の様々な保育サービスが提供され、小学1～3年生の放課後を見守る放課後児童クラブも保育所において実施され充実が図られてきました。

学校教育においては、豊かな人間性を育むため、くしま学や中高一貫教育等の魅力ある教育プログラムの実施やICT機器等の整備が行われました。

また、図書館では子どもの個性を伸ばす読書推進の事業に取り組みました。

○今後の課題

さらに多様化がすすむ保育ニーズや、放課後の子どもたちの居場所に対するニーズに的確に応え、安心して就労や子育てができるよう取り組んでいく必要があります。

また、子どもの豊かな人間性や個性を育む教育環境の整備や、魅力的な教育プログラムの実施に継続して取り組んでいく必要があります。

基本目標6 地域で協力して子どもを育てることができるようにします

○実施状況

地域の行事や学校行事を通じて、子育て世帯と地域の交流を深め、民生・児童委員をはじめ、地域の方々にも子育て世帯への理解や地域での子どもの見守りに協力をしていただきました。

○今後の課題

今後も地域行事等を通じて地域と子育て世帯の交流を図り、子育て世帯への理解や協力を得ながら、地域での子育て支援をすすめていく必要があります。

基本目標7 子育て家庭が安心して暮らせるまちにします

○実施状況

健全な心身の成長のため、子どもの体験活動や映写会等を実施し、子ども同士や親子が交流できる居場所づくりに取り組みました。

また、子どもの交通安全指導や防犯パトロール、通学路の危険箇所の整備に取り組み、子どもの安全対策をすすめてきました。

さらに、すべての子育て家庭が安心して暮らしていけるように、児童手当や子ども医療費、保育料の助成をはじめ、ひとり親世帯や障がいのある子どもに対する手当や助成を実施してきました。

○今後の課題

子どもがのびのびと活動できる環境づくりと合わせて、すべての子育て世帯が安心して暮らせる生活環境づくりや、支援に引き続き取り組んでいく必要があります。



6 子ども・子育て支援の主要な課題

(1) 教育・保育施設の充実

- ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が圧倒的に多くなっています。今後の利用希望では、「認可保育所」に加えて「幼稚園」のニーズも多くなっています。また、新制度で核となる「認定こども園」のニーズも多くなっており、質・量両面での事業量の確保が求められています。
- そのためには、既存施設における施設・設備の充実とともに、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、人材の確保も大きな課題となっています。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 延長保育は、施設によっては保育時間のさらなる延長希望が予想されることから、今後の対応が求められます。
- 一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する就学前保護者のニーズも少なくなく、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であることから、事業内容の充実を図る必要があります。
- ショートステイ（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）・トワイライトステイ事業（児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業）については、現状では少ないものの、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらには緊急一時利用やDV被害者への対応も含め検討が必要です。
- 就学前保護者では、地域子育て支援拠点事業の現在の利用状況は1割強ですが、利用意向は4割弱となっていることから、事業内容の充実が課題となっています。
- ファミリー・サポート・センター事業の現在の利用率は1%に満たないが、利用意向としては1割弱みられることから、事業内容のPR活動を行うとともに、入会時の丁寧な説明や確認の徹底、援助会員のレベルアップのための研修の充実等を図る必要があります。
- 放課後児童対策（放課後児童クラブ等）については、就学前児童保護者のニーズ調査では低学年では半数を超え、高学年になっても利用を希望する保護者が2割弱あり、また、小学生児童保護者では、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中での利用希望が多くなっています。こうしたことから、保育が必要な家庭への支援が確保できる体制の整備を図るとともに、障がい児等配慮を要する児童に対応する指導員の確保が課題となっています。
- 各種子育て情報等の発信については、従来のホームページやパンフレット等のほか、スマートフォン等携帯端末に対応したページ作りも視野に入れ、より気軽に利用できるような環境づくりを検討する必要があります。
- 子育てに関する情報の入手先としては、自分と同じ立場である親同士での相談や情報交換については比較的敷居が低く、より気軽に相談できると考えられることから、特に母親同士が集まれる場、子育て全般や保育所・こども園・学校などの情報が交換できる子育て支援ネットワークを整備することが求められています。
- 市、小中学校や保育所・こども園、PTA、家庭などが連携をとり、地域全体で子どもたちを守っていく体制をつくることが求められています。

- ニーズ調査においても、保護者は地域の中で子どもたちが成長することを求めており、地域での見守りや気づきに対する支援が必要です。

(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 「児童虐待」については身近な問題として捉えられている状況があり、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要です。
- ひとり親家庭については、各種手当等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。
- 障がい児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見の継続実施や関係機関と連携して、発達障がい児の早期治療を充実する必要があります。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進

- 就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親では3割強ありますが、父親は3%程度しかなく、男女での取得状況の差が非常に大きくなっています。今後は、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。
- 父親の育児参加を進めるため、子育てに参加するためのきっかけとなるようなイベントや講座を設け、今後とも、企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

(1) 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

(資料)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章：仕事と生活の調和推進官民トップ会議

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

少子化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。めまぐるしく変化する環境の中で、不安感や負担感、孤立感を感じながら生活している子どもや親が、少しでも安心して生活できるように支援することは、子どもの成長を通して喜びや楽しさを感じるためにとても重要な要素です。

子どもが健やかに育ち、親自身が子育ての喜びを感じることで親子が共に成長していく過程を、地域全体があたたかく見守り支えることが、将来の串間市の活力向上につながっていきます。

第五次串間市長期総合計画においても、市民一人ひとりが安心して地域で健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指して、将来都市像を『豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる 協働と交流のまち 串間』と定めています。

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下、串間市では、こうしたまちの実現に向け、子ども・子育て支援事業計画の基本理念を定めます。

**地域で子育てを応援し
子どもの笑顔がいきいきと輝くまち 串間**

2 基本的視点

基本理念に基づき、次の視点で、施策を推進します。

基本的視点1 子どもの最善の利益^{※1)}を実現する視点

子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。子どもの年齢や心身の状態、家庭環境に応じて必要とする支援も変わってきます。子どもの視点に立ち、すべての子どもが健やかに成長できるように取り組みます。

基本的視点2 家庭での子育てを基本とする視点

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすために、親としての成長を支援することです。保護者の子育てに対する負担や不安を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう取り組みます。

基本的視点3 地域社会全体で子育て支援する視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。保護者のみならず、地域の人々が子育て支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな成長にとって重要です。地域及び社会全体が、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることができるよう取り組みます。

※1) 国際人権条約のひとつである「児童の権利に関する条約」の第3条にある言葉で、子どもに関する極めて広範囲の内容を含んでいますが、本計画では、「子どもの幸せを第一に考え、それを実現すること」と定義します。

3 基本目標

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づく串間市次世代育成支援行動計画を平成17年3月に策定し、子育て支援に関する施策を推進してきました。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画は、その次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、子ども・子育て支援新制度とともに平成27年4月から事業実施となります。

子ども・子育て支援事業計画の基本目標について、次の4項目を設定し、施策を実施していきます。

基本目標1 すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるまちづくり

生まれてくる子どもが健やかに育つことは親の願いであり、子どもの当然の権利でもあります。子ども・子育て支援は、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。社会や経済の環境の変化により子育ての負担や孤立感が高まることで、子どもの心身の健やかな発達を妨げる状況も生じています。法に基づく支援を可能な限り講じることで、一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障することを目指す必要があります。

基本目標2 多様な子育て支援を量・質両面にわたり充実するまちづくり

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育や延長保育、病児・病後児保育などの保育サービスの提供を図り、子育てと仕事の両立支援のための体制整備に努め、安心して子育てしやすい環境づくりを推進します。また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させることが必要です。

基本目標3 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

安心して出産を迎えるために、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など役立つ情報の提供を行い、出産後も、子どもの発育・健康状態を定期的を確認し、子どもの健康に関する様々な情報提供の充実を図ることで妊娠・出産から切れ目のない子育て支援を行います。また、ひとり親家庭については、経済的に厳しい家庭が多い傾向にあることから、就業支援を充実させ、子育てと仕事が両立できるように関係機関が連携して子育て・生活支援に取り組みます。

基本目標4 地域や社会が親子に寄り添うまちづくり

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、父母その他の保護者が子育てについての責任を有しているということを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長の実現を社会全体の目的として共有する必要があります。そのために、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めつつ、各々の役割を果たすことが重要です。地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちに寄り添い支えることを通じて、保護者が子育てに不安ではなく喜びを感じることができ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できる社会の実現を目指します。

計 画 の 体 系

基本理念

地域で子育てを応援し
子どもの笑顔がいきいきと輝くまち 串間

基本的視点

基本的視点 1 子どもの最善の利益を実現する視点

基本的視点 2 家庭での子育てを基本とする視点

基本的視点 3 地域社会全体で子育て支援する視点

基本目標

基本目標 1 すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるまちづくり

基本目標 2 多様な子育て支援を量・質両面にわたり充実するまちづくり

基本目標 3 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

基本目標 4 地域や社会が親子に寄り添うまちづくり

取組方針

取組方針 1 子育てに対する経済的支援

取組方針 2 障がい等特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

取組方針 3 虐待防止・対応のための取組の推進

取組方針 4 多様な保育サービスの提供

取組方針 5 乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実

取組方針 6 妊娠・出産・育児に関する相談体制の充実

取組方針 7 ひとり親家庭等の自立支援

取組方針 8 安心・安全な子どもの居場所づくり

4 取組方針

基本理念に基づき設定した基本目標を達成するために、以下のとおり取組方針を定めます。

取組方針 1 子育てに対する経済的支援

(1) 各種手当での支給

家庭生活の安定に寄与し児童の健やかな成長に資するための児童手当、ひとり親家庭の生活安定と自立促進に役立てるための児童扶養手当など各手当の周知を図るとともに、適正な支給に努めます。

【主な事業】

事業名	取組方針
児童手当	家庭生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している保護者に支給します。児童手当受給手続きの周知徹底に努めます。
児童扶養手当	母又は父と生計を共にしていない児童がいる家庭の生活安定を促進するために支給します。離婚件数が増加していることから、手当受給手続きの周知に努めます。
障がい児福祉手当	知的、精神又は身体に重度の障がい有るために、日常生活において常時介護を必要とする場合に、負担の軽減の一助として手当を支給します。
特別児童扶養手当	知的、精神又は身体に障がい有るため、日常生活が著しく困難な状態にある児童の生活向上に寄与するために、その養育費などに手当を支給します。
母子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭を対象にして、住宅や就業、就学等に必要な資金を貸し付けることによって、経済的自立を促します。
母子・寡婦生活つなぎ資金貸付	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、臨時的、緊急的なものとして資金を貸し付けます。

(2) 医療費の助成

病院へ行く頻度が高くなりがちな子どもに対して医療費を助成したり、ひとり親家庭に対して医療費を助成することで経済的負担の軽減と必要とする医療の受診を容易にし、父又は母と子の健康の維持を図ります。

【主な事業】

事業名	取組方針
子ども医療費助成	病院へ行く頻度が高くなりがちな子ども（中学校卒業まで）の医療費を助成することで経済的負担の軽減と必要とする医療の受診を容易にします。
重度心身障がい児医療費助成	重度障がいをもつ児童が医療を受けたときに支払う医療費の一部を助成します。
母子及び父子家庭等医療費助成	ひとり親家庭の医療費を助成することで経済的負担の軽減と必要な医療の受診を容易にします。

(3) 多子世帯の経済支援

多子世帯への経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

【主な事業】

事業名	取組方針
第3子以降保育料無料	18歳未満の第3子以降の児童について、保育料を無料化することで、経済的負担の軽減を図ります。
第3子以降出生祝金支給	18歳未満の第3子以降の子どもを出産した場合、現金と串間市共通商品券を支給し、経済的負担の軽減を図るとともに市の活性化を図ります。



取組方針 2 障がい等特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

(1) 家族に対する支援

特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	取組方針
児童発達支援	障がいのある未就学児や難病を患っている未就学児を対象に、当該児童の状況に応じて、集団生活に適應できるように基本的動作及び知識技能の訓練・指導を行います。
放課後等デイサービス	障がいのある就学児や難病を患っている就学児を対象に、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行うことで、学校教育と相まって児童の自立促進を図ります。
障がい者支援施設等短期入所	障がいのある児童や難病を患っている児童を在宅で看護している家庭において、介護者が疾病等により介護が困難となった場合、短期間施設に入所して食事等必要な保護を行います。
日中一時支援	障がいのある児童や難病を患っている児童を在宅で介護している家庭の負担軽減のために、一定時間、当該児童を預かり、食事の提供や日常訓練を行います。
障がい者住宅改造助成	障がい児のいる世帯に対し、その住宅を居住に適するよう改造するために要する費用を助成することで、自立した生活の維持・促進及び家庭の負担軽減を図ります。
補装具交付及び修理	身体障害者手帳を所持している児童又は難病を患っている児童に対し、補装具の交付や修理を行い安心して生活できるようにします。

(2) 障がい児保育の受け入れ支援体制の整備

特別な支援が必要な子どもの地域生活を支援し、集団保育を通して発達促進を行うため、教育・保育施設での受け入れ支援体制の整備を推進します。

【主な事業】

事業名	取組方針
障がい児保育	保護者の就労等で保育が必要であり、保育所等での保育が可能な場合に保育を実施します。

取組方針3 虐待防止・対応のための取組の推進

子どもの命や人権が尊重されるように、子どもの人権に対する認識を深めるための啓発を行い、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合のために関係機関との連携強化を図ります。

【主な事業】

事業名	取組方針
オレンジリボン運動	子どもの人権に対する認識を深めるための啓発を行います。
要保護家庭訪問	子どもの命や人権が尊重されるように、虐待等の早期発見、早期対応に努め、必要に応じて家庭訪問を実施します。
要保護児童対策地域協議会によるネットワーク体制の充実	児童相談所の権限や専門性を要する場合のために関係機関との連携強化を図ります。

取組方針4 多様な保育サービスの提供

乳幼児期は、人として生きていく土台を作り、徐々に人間関係を広げていくことで社会性を身に付け、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力を養い、生活や学びの基礎となる時期です。また、核家族化の進行や保護者の就労形態の多様化に伴い、保育へのニーズも多様化しています。子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

【主な事業】

事業名	取組方針
教育・保育の質の向上	核家族化の進行や保護者の就労形態の多様化に伴い、多様化する保育ニーズに対応します。
一時預かり	保護者の疾病等により緊急時の保育に対応します。また、幼稚園において、教育時間終了後等に保護者の就労等を理由に在園児を一時的に保育します。
延長保育	保護者の就労等を理由に保育所開所時間を超えて保育を実施します。
病児・病後児保育	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に病気の子どもを一時的に保育します。
障がい児保育	保護者の就労等で保育が必要であり、保育所等での保育が可能な場合に保育を実施します。
地域子育て支援センター	身近な地域で安心して遊び過ごせる場を提供し、子どもや親子が交流・体験できる機会の充実を図ります。また、育児不安に対する相談指導や子育てサークル等を支援します。

取組方針5 乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実

保護者の就労状況にかかわらず、質の高い乳幼児期の学校教育・保育を提供するために、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及に努めます。

【主な事業】

事業名	取組方針
認定こども園の普及促進	幼稚園と保育所の機能と特徴を併せ持つ認定こども園の普及に努めます。

取組方針6 妊娠・出産・育児に関する相談体制の充実

(1) 安心できる出産

安心して出産を迎えられるように、妊娠期の過ごし方など妊娠・出産に関する相談や指導、役立つ情報の提供を行います。

【主な事業】

事業名	取組方針
妊婦健康診査	妊婦健康診査 14 回分について受診券・補助券を発行して公費助成し、経済的負担の軽減や受診勧奨を促します。
母子健康手帳交付時指導	妊娠中から就学前までの健康記録を行う母子健康手帳を交付し、保健師及び栄養士が妊娠中の生活指導及び栄養指導を行います。

(2) 乳児の健やかな成長

赤ちゃんの健やかな成長と保護者の子育てを応援するために、赤ちゃんのいる家庭をすべて訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談を受けます。また、乳児健診で身体の発育等を確認したり、離乳食を含めた栄養指導を行います。

【主な事業】

事業名	取組方針
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	母子保健推進員が、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談に対応します。
乳児健診	生後3～5か月児の発達や身体の発育を確認するとともに、予防接種の説明も行います。 また、図書館員が、本の読み聞かせの大切さを説明し、絵本をプレゼントするブックスタートも行います。
離乳食教室	乳児健診に合わせて実施し、栄養士による発達に合わせた食材の選び方、離乳食の進め方を指導し、離乳食の試食（保護者）を行います。

(3) 幼児の健やかな成長

子どもの発育・発達を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図るとともに、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図ることで親子の状況に応じた育児相談や発達支援に努めます。

【主な事業】

事業名	取組方針
乳児一般健康診査	1歳未満乳児に2回、医療機関での個別健診受診を公費助成し、健診の結果、精密検査が必要な場合も検査受診を公費助成します。
1歳6か月児健診	1歳6か月児から2歳未満児を対象に身体測定等を行い、運動機能や言葉、生活習慣等を確認します。 また、歯ブラシを使ったブラッシング指導も行います。
2歳児歯科健診	むし歯が増える時期であることから、2歳6か月児から3歳未満児を対象に歯科相談に応じ、希望者にフッ素塗布を行います。
3歳6か月児健診	3歳6か月児から4歳未満児を対象に身体測定、視聴覚検査、尿検査等を行い発達を確認するとともに、育児相談を行います。

(4) 発達支援

小児科医師や心理カウンセラー等専門的な視点で子どもの発達状況を確認し、診察・個別相談を通じて発達支援を行います。また、ことばの発音が気になる未就学児に対して、ことばの訓練を行います。

【主な事業】

事業名	取組方針
発達相談	小児科医師や心理カウンセラー等が専門的な視点で子どもの発達状況を確認し、診察・個別相談を通じて発達支援を行います。
ことばの教室	ことばの発音、発語が気になる未就学児に対して、ことばの訓練を行います。

(5) 子育ての不安解消

子育てに関する心配事や悩みなど相談に応じたり、家庭を訪問したりすることで子育てに関する不安解消を図ります。また、必要に応じて地域の民生委員等関係機関と連携・協力して相談・指導を行います。

【主な事業】

事業名	取組方針
家庭児童相談室	0～18歳までの子どもに関する心配事や悩みなど相談に応じることで、子育てに関する不安解消を図ります。
養育支援訪問	子育てについて不安を感じている家庭等を訪問し支援を行います。 また、身近に支援が必要な家庭があると気づかれた第三者からの相談も受け付け、訪問し必要な支援を行います。

取組方針7 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭は、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況に置かれている状態が多いことから、経済的な自立を支援するため、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための修業に対し給付金を支給することで就労支援し自立を促します。

【主な事業】

事業名	取組方針
自立支援教育訓練給付	ひとり親家庭は、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況に置かれている状態が多いことから、経済的な自立を支援するため、能力開発を目的とする教育訓練の受講に対し給付金を支給することで就労支援します。
高等職業訓練促進給付	ひとり親家庭は、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況に置かれている状態が多いことから、経済的な自立を支援するため、資格取得のための修行に対し給付金を支給することで就労を支援し自立を促します。

取組方針 8 安心・安全な子どもの居場所づくり

(1) 地域での子育て支援

地域の子どもや子育て家庭が元気に安心して暮らせるように、見守り支え合う地域社会づくりを目指します。

【主な事業】

事業名	取組方針
民生委員・児童委員活動	地域の子どもや子育て家庭が安心して生活できるように、見守り支え合う地域社会づくりに貢献します。
母子保健推進員活動	健診の案内や育児に関する相談等、母子世帯の身近な相談者として10名の推進員が活動しています。

(2) 安心して過ごせる場所

身近な地域で安心して遊び過ごせる場を提供し、子どもや親子が交流・体験できる機会の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	取組方針
放課後児童クラブ	保護者が就労等で家庭にいない児童について、放課後や長期休暇時に安心して過ごせる場を保育所等において提供します。
地域子育て支援センター	身近な地域で安心して遊び過ごせる場を提供し、子どもや親子が交流・体験できる機会の充実を図ります。また、育児不安に対する相談指導や子育てサークル等を支援します。



第4章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 設定についての考え方

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位です。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点 1 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要がある。

視点 2 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要である。



(2) 本市における教育・保育提供区域の考え方

本市では、教育・保育提供区域は、『市内全域を1区域』に設定します。

【1区域に設定した理由】

市内の認可保育所に通う児童は、保護者自身の居住地や職場への通勤経路等を考慮して、利用可能な保育所を選択しています。そのため、認可保育所の所在する近隣の地域からだけでなく、市内の広範囲から認可保育所に通園しています。

利用者は、教育・保育提供区域にとらわれることなく、市内全体から、最も適切な認可保育所を選択できるため、市内全域から保育所を選ぶという傾向は変わらないものと考えられます。

また、今後の整備面からみると、市内全域を1区域とすることで、現状の認可保育所の配置状況等も十分に検討しつつ、必要とする人が利用しやすいよう、市全体での需給バランスを考慮した計画策定が可能になります。

こうした点を踏まえ、串間市における区域設定は、現状の教育・保育提供体制を十分に勘案し、新制度以降の量の見込みに基づく需給調整を適性に行うことを基本として、市全域を1区域に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市全体として、個々の事業の利用実態に合わせた事業展開を行っており、区域設定を設けて事業を行っているわけではありません。

したがって、地域子ども・子育て支援事業も、市内全域を1区域に設定し、事業の態様に応じて柔軟に対応できる体制をつくります。



2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の充実（需要量及び確保の方策）

国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づき、現状の提供状況等を加味し、教育・保育施設の利用を希望する量（需要量）と教育・保育施設が利用を提供できる量（確保方策）を設定しました。

① 年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2号認定①（幼稚園）<ひとり親、共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所） <ひとり親、共働き家庭>	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） <ひとり親、共働き家庭>	0～2歳

② 需要量と確保の方策

平成27年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量合計①		27人	48人	406人	258人	65人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設*1	65人	394人		234人	107人
	地域型保育事業*2	0人	0人		0人	0人
	合計②	65人	394人		234人	107人
②-①=		38人	▲60人		▲24人	42人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 28 年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量合計①		27人	47人	399人	248人	64人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設*1	65人	394人		234人	107人
	地域型保育事業*2	0人	0人		0人	0人
	合計②	65人	394人		234人	107人
②-①=		38人	▲52人		▲14人	43人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 29 年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量合計①		27人	47人	401人	242人	61人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設*1	65人	394人		234人	107人
	地域型保育事業*2	0人	0人		0人	0人
	合計②	65人	394人		234人	107人
②-①=		38人	▲54人		▲8人	46人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 30 年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量合計①		25人	44人	374人	237人	59人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設*1	65人	394人		234人	107人
	地域型保育事業*2	0人	0人		0人	0人
	合計②	65人	394人		234人	107人
②-①=		40人	▲24人		▲3人	48人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 31 年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
需要量合計①		25人	42人	360人	227人	56人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	65人	394人		234人	107人
	地域型保育事業※2	0人	0人		0人	0人
	合計②	65人	394人		234人	107人
②-①=		40人	▲8人		7人	51人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

確保方策

現状では、基本的に待機児童のいない状況が続いています。こうしたことから、現在の保育所に実情にあった利用定員の設定をお願いし、現体制〔保育所、幼稚園（認定こども園（幼保）へ移行の予定）〕での確保が可能と考えます。



（２）教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に添って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の普及促進を図ります。

（３）教育・保育の質の向上

幼稚園、保育所と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。

また、個々の幼児・児童の状況に対応した人材の確保など、支援のあり方を検討します。

（４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の整備を行います。

とくに、現在、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境整備について検討するとともに、企業への啓発等についても併せて検討します。



3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づき、現状の提供状況等を加味し、子ども・子育て支援を必要とする量（需要量）と子ども・子育て支援を提供できる量（確保方策）を設定しました。

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

子育て親子の交流の場を提供、地域の子育て情報の提供、子育てに関する相談・援助を行います。

対象

0歳児～5歳児

需要量と確保方策

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量	12,384 人	11,976 人	11,616 人	11,268 人	10,824 人
②確保方策	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

2箇所の子育て支援拠点（すこやかひろば、子育て支援センター）において、ニーズに応じた子育て支援を行います。

② ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対象

乳幼児・児童

需要量と確保方策

日南市ファミリー・サポート・センターを日南市と共同利用しています。今後、ニーズの把握に努め事業実施を検討します。

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

幼稚園等で、通常教育時間の前後や長期休業期間中等に在園児で希望者を対象に保育を行います。

対象

3歳児～5歳児

需要量と確保方策

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量	3,413 人	3,351 人	3,371 人	3,142 人	3,024 人
1号認定	377 人	370 人	372 人	347 人	334 人
2号認定	3,036 人	2,981 人	2,999 人	2,795 人	2,690 人
②確保方策	3,500 人	3,400 人	3,400 人	3,200 人	3,100 人
②-①=	87 人	49 人	29 人	58 人	76 人
認定こども園で確保していきます。					

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に保育を行います。

対象

0歳児～5歳児

需要量と確保方策

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量	576 人	559 人	547 人	525 人	505 人
②確保方策	580 人	560 人	550 人	530 人	510 人
②-①=	4 人	1 人	3 人	5 人	5 人
保育所及び認定こども園で確保していきます。					

④ 時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行います。

対象

0歳児～5歳児

需要量と確保方策

(利用人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①	需要量	79 人	77 人	76 人	72 人	69 人
②	確保	80 人	80 人	80 人	75 人	70 人
	方策	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
②－①＝		1 人	3 人	4 人	3 人	1 人
保育所・認定こども園で確保していきます。						

⑤ 病児・病後児保育事業

事業概要

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に病気の子どもを一時的に保育します。

対象

0歳児～5歳児

需要量と確保方策

(年間延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①	需要量	193 人	188 人	186 人	177 人	170 人
②	確保方策	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人
②－①＝		7 人	12 人	14 人	23 人	30 人
2箇所（串間市病児保育センター、チャイルドケアさくら）で確保していきます。						

⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行います。

対象

1年生～6年生

需要量と確保方策

(利用人数)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量	141 人	143 人	152 人	175 人	180 人
②確保 方策	人数	150 人	150 人	160 人	180 人
	実施箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
②-①=	9 人	7 人	8 人	5 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保 方策	人数	0 人	0 人	0 人	0 人
	実施箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

低学年については、現在実施している施設で対応していきます。高学年については、特定の見込み量は設定せず、高学年でも利用できる体制の整備に努めつつ、実際の利用は運用で対応することとします。



⑦ 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象

妊婦

需要量と確保方策

(対象人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量	140 人	140 人	130 人	130 人	120 人
②確保方策	140 人	140 人	130 人	130 人	120 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

すべての妊婦に助成できる体制は継続しつつ助成金の拡大を図ります。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象

0歳児

需要量と確保の方策

(対象人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量	140 人	140 人	130 人	130 人	120 人
②確保方策	140 人	140 人	130 人	130 人	120 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

母子保健推進員に対し、定期的な研修や会議を開催し、スキルアップを図る体制を築きます。

⑨ 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象

—

需要量と確保方策

(対象人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量	65 人	70 人	75 人	80 人	85 人
②確保方策	65 人	70 人	75 人	80 人	85 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

子育てに不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱える家庭の発見に努め、支援を実施します。

⑩ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

対象

0歳児～5歳児

需要量と確保方策

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

⑪ 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

需要量と確保方策

地域子育て支援拠点事業において実施します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

需要量と確保の方策

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

需要量と確保の方策

ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

① 地域子育て支援拠点事業

少子化や就労形態の多様化に対応し、誰でもいつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場の創出に努めます。

併せて、必要な人に情報が届くように情報発信力の向上に努めます。

② ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センターについて、継続的に周知・啓発活動を実施します。また、市内での相互支援を実現するために、利用会員・援助会員の確保を図る必要があります。

③ 一時預かり事業

幼稚園の通常の保育時間終了後の預かりなど、定期的な利用のほか、緊急時に預かりを必要とする保護者の増加が予測されることから、事業者と調整し、量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実を図ります。

④ 時間外保育事業（延長保育事業）

就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予測されることから、事業者と調整し、制度の更なる充実や設備等の整備や人材の確保を図ります。

⑤ 病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的保育ニーズである本事業は、時期により利用度の差が大きい事業ですが、就労と子育ての両立を支援するために、医療機関の協力を得ながら、利用の促進に努めます。

⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後や長期休暇等における児童の安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、保育所、こども園と連携を密にしながら実施します。また、放課後子ども教室の実施可能性についても検討します。

⑦ 妊婦健康診査

母子保健の観点から継続して実施する必要があります。そのため、安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭にとって重要な事業であることから、母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供に継続的に取り組んでいきます。

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

⑩ 子育て短期支援事業

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受け皿が必要とされてきていることから、一層の事業周知を行い、緊急一時利用やDV被害者への対応など、必要なサービスが提供できるよう努めます。

⑪ 利用者支援事業

関係施設や事業者と連携を密にし、情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や子育て支援事業を利用できるよう、情報提供を行います。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新規事業のため、今後、方向性を検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規事業のため、今後、方向性を検討します。



4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通して、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが住み慣れた地域で、みんなと一緒に暮らすためには、公的なサービスの充実とともに、市民一人ひとりが障がいのある子どもに対する理解を深め、温かく見守っていくことが必要です。

障がい児に対する各種サービスについては、第4期障がい福祉計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）と緊密な連携を図り、発達障がい児への対応も含めサービスを提供していく必要があります。

障がいのある子どもの健全な発達を支援するために、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行います。そして、障がいのある子どもに関する相談後のフォロー体制等の整備を推進する一環として、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供する障がい児通所施設等の新規事業所の開拓等を図ります。併せて、本人や保護者に十分な情報提供を行い、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

また、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努め、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。併せて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図ります。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を通して障がいのある子どもの受け入れを推進します。

5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

働きやすい職場環境の整備	教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。
育児休業等制度の周知	企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。



第5章 計画の推進体制

1 市民や関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め市内関係各課間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

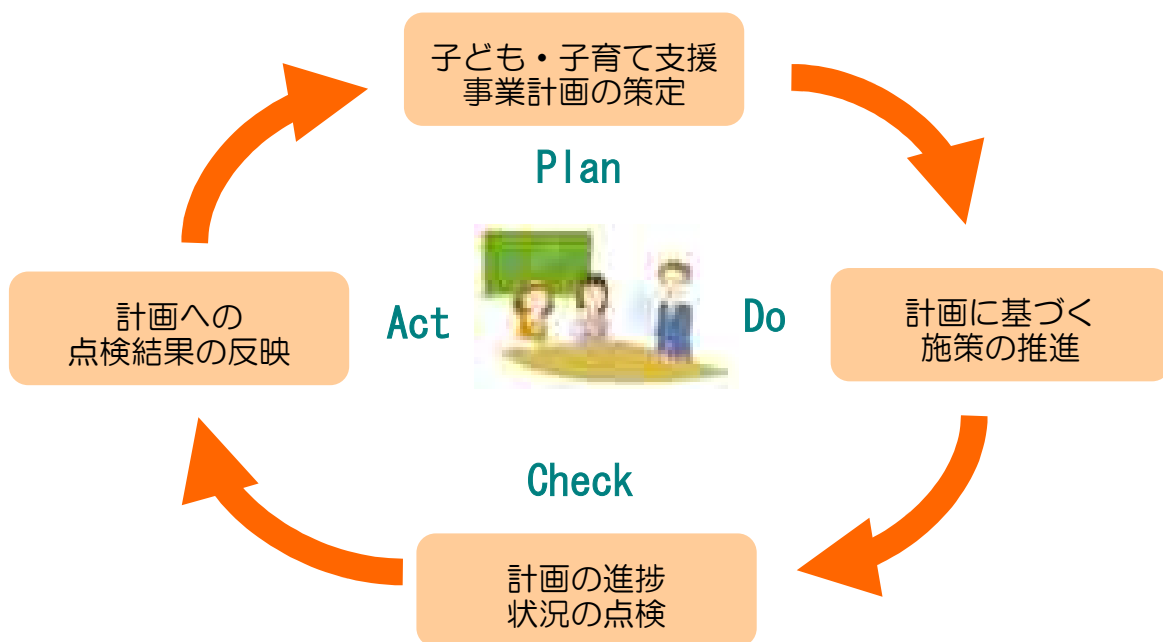
また、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

2 計画の推進・点検体制

計画の実効性を確保するためには、定期的なフォローアップが必要です。毎年度、内容を点検・評価（PDCAサイクル）し、さらに変化への適応をしていく必要があります。

そのため、串間市子ども・子育て支援推進委員会において、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）で点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、計画に定めた量の見込みが実際の利用状況等と乖離している場合など、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。



1 串間市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（串間市独自項目抜粋）

■調査の実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	就学児童調査
1. 調査対象者と抽出方法	串間市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童の保護者から無作為抽出	串間市に居住する小学生の保護者から無作為抽出
2. 調査方法	幼稚園・保育所（園）からの配布・回収と郵送による配布・回収する郵送調査法を併用	小学校を通して配布し、郵送により回収
3. 調査期間	平成 25 年 10 月～11 月	平成 25 年 10 月～11 月
4. 回収状況	配布数 683 回収数 434 回収率 63.5%	発送数 216 回収数 104 回収率 48.1%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第二位を四捨五入して、小数第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

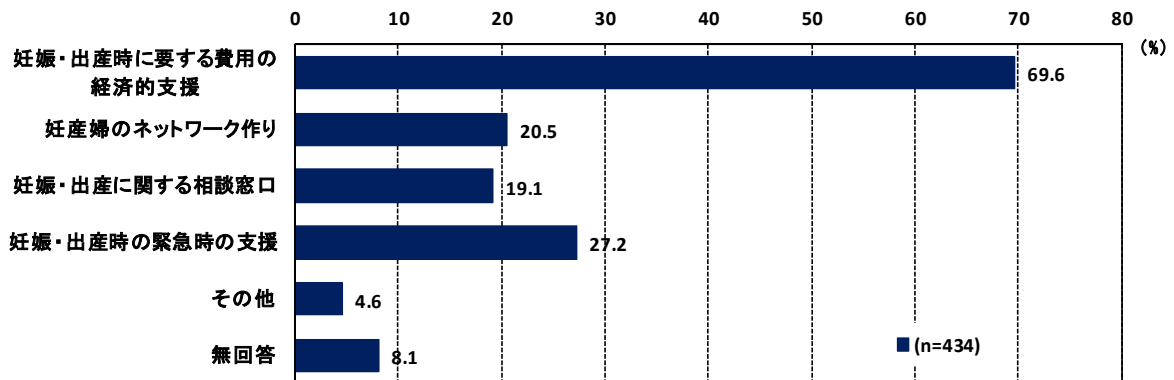
(1) 就学前児童保護者調査

① 妊娠・出産した時に、必要と感じたこと

妊娠・出産した時に必要と感じたことについてみると、「妊娠・出産時に要する費用の経済的支援」が69.6%と圧倒的に高くなっています。

問 あて名のお子さんを妊娠・出産した時に、必要と感じたことはなんですか。

(あてはまるものすべてに○)

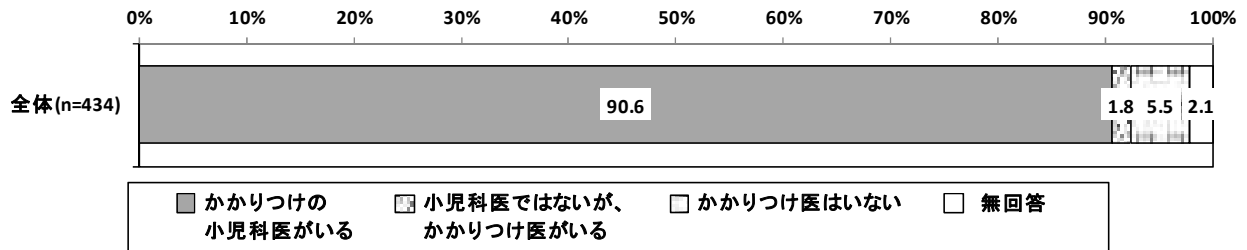


	サンプル数	妊娠・出産時に要する費用・経済的支援	妊産婦のネットワーク作り	妊娠・出産に関する相談窓口	妊娠・出産時の緊急時の支援	その他	無回答	
全体	434	69.6	20.5	19.1	27.2	4.6	8.1	
地区別	福島	260	71.5	20.8	20.0	28.1	4.6	6.2
	有明	23	82.6	8.7	8.7	8.7	-	4.3
	金谷	9	88.9	11.1	22.2	22.2	11.1	-
	笠祇	2	50.0	-	-	-	-	50.0
	北方	37	64.9	24.3	27.0	16.2	2.7	2.7
	秋山	4	75.0	-	25.0	25.0	-	25.0
	大東	37	67.6	18.9	13.5	24.3	5.4	13.5
	大平	1	100.0	100.0	-	-	-	-
	本城	22	54.5	18.2	18.2	27.3	4.5	22.7
	都井	10	80.0	20.0	40.0	50.0	-	10.0
	市木	12	50.0	25.0	-	58.3	25.0	8.3
児童年齢別	0歳児	121	64.5	24.8	28.1	23.1	5.0	7.4
	1歳児	92	68.5	22.8	16.3	34.8	5.4	7.6
	2歳児	66	69.7	12.1	18.2	28.8	1.5	7.6
	3歳児	62	74.2	19.4	12.9	22.6	4.8	4.8
	4歳児	45	77.8	22.2	20.0	33.3	2.2	6.7
	5歳児	39	71.8	15.4	12.8	15.4	7.7	12.8
家庭類型別	ひとり親	45	82.2	22.2	17.8	22.2	4.4	6.7
	フル・フル	161	70.8	18.6	17.4	27.3	5.0	5.0
	フル・パート	104	77.9	21.2	20.2	27.9	1.0	4.8
	専業主婦(夫)	53	54.7	28.3	24.5	34.0	5.7	7.5
	パート・パート	1	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-
	無業・無業	-	-	-	-	-	-	-

② かかりつけの小児科医

かかりつけの小児科医がいるのは、90.6%です。

問 お子さまはかかりつけの小児科医がいますか。(1つに〇)

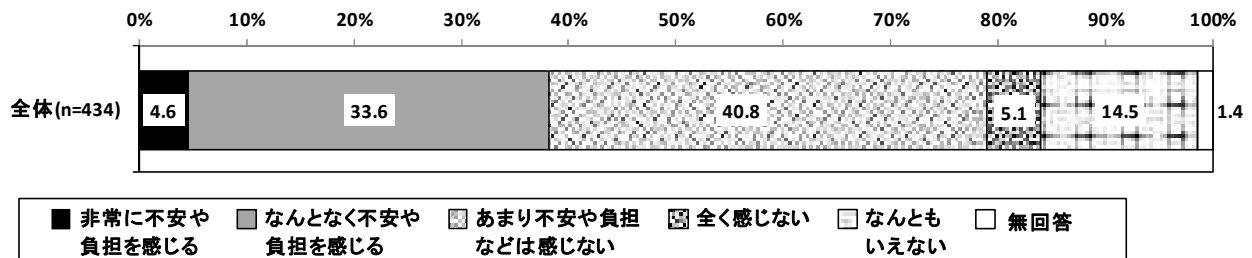


③ 子育てに関して不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感については、「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせると38.2%となる反面、「あまり不安や負担などは感じない」、「全く感じない」を合わせると45.9%となっています。

問 子育てに関して不安感や負担感などをお感じですか。

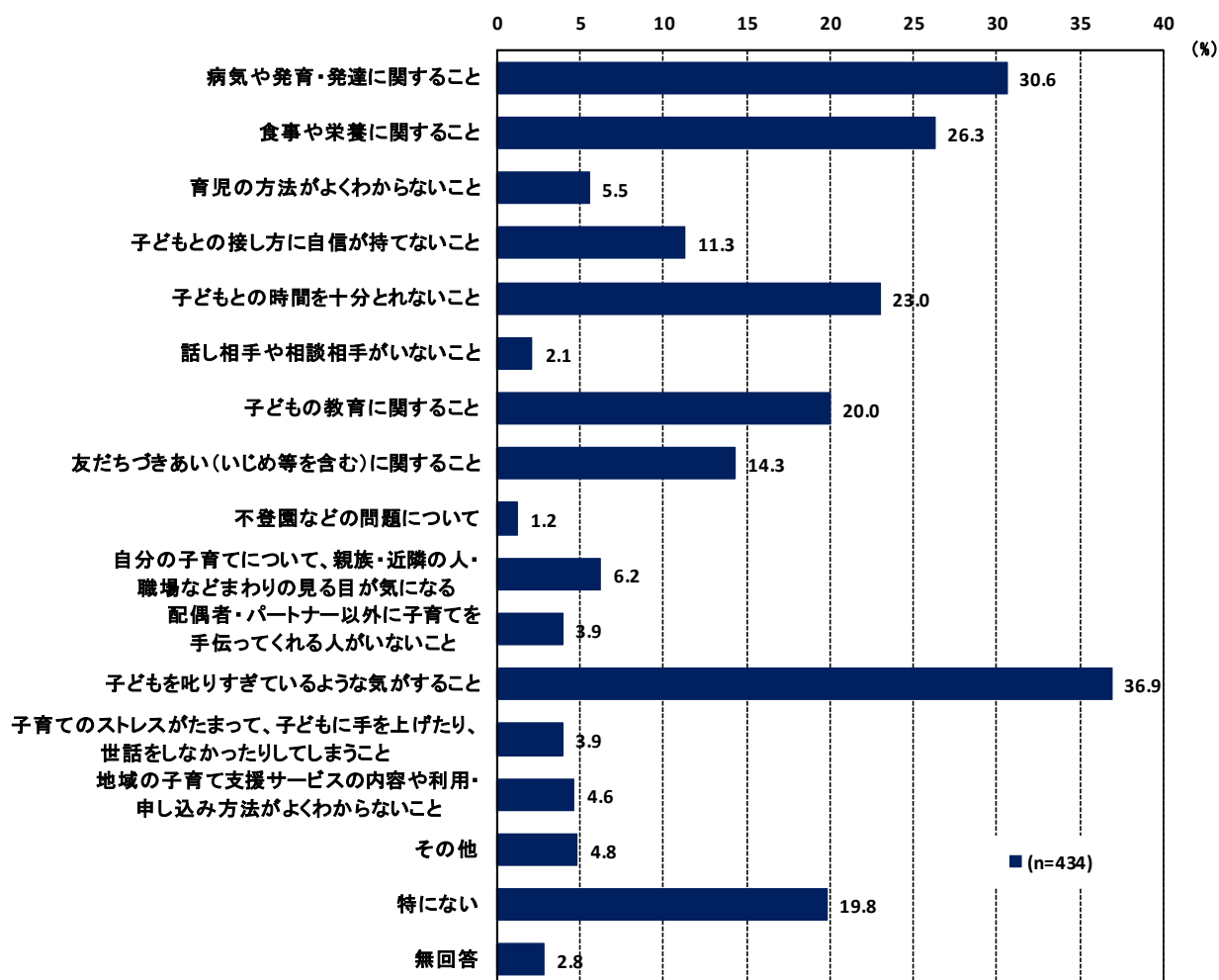
(1つに〇)



④ 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについては、「子どもを叱りすぎているような気がする」と36.9%で最も多くなっています。次いで、「病気や発育・発達に関すること」が30.6%、「食事や栄養に関すること」が26.3%、「子どもとの時間を十分とれないこと」が23.0%、「子どもの教育に関すること」が20.0%と続いています。

問 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。
(あてはまるものすべてに○)



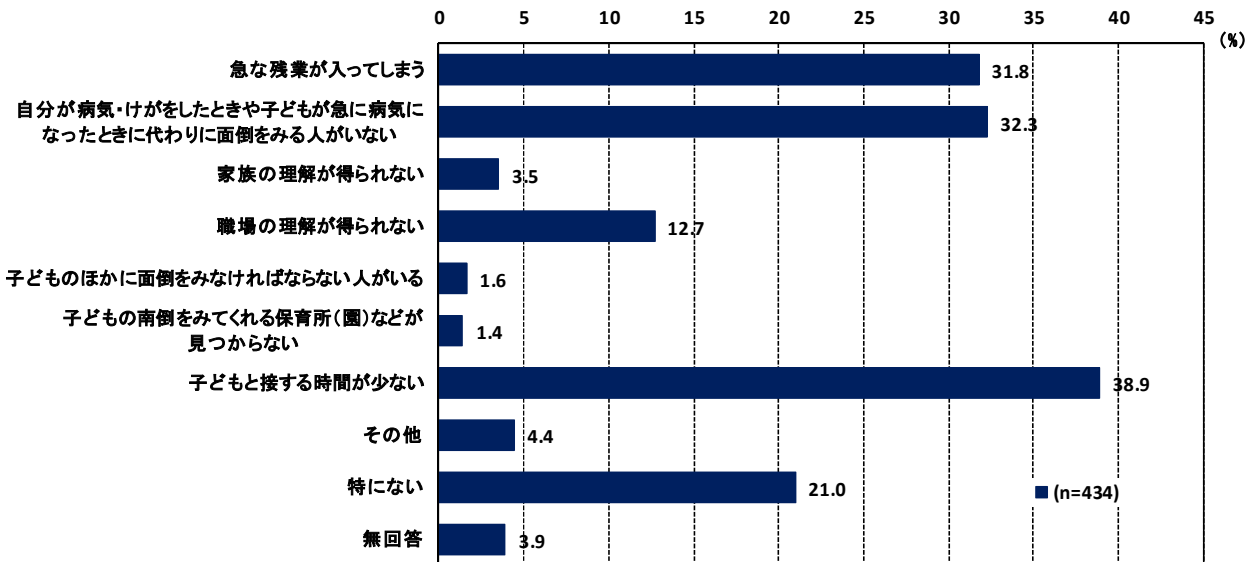
■ 子育てに遇して、口ずかんでいること、または気になること ■

	サンプル数	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	育児の方法がよくわからないこと	ないこと	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子どもとの時間を十分とれないこと	話し相手や相談相手がいないこと	子どもの教育に関すること	友達に打ちあけたいこと	不登園などの問題について	近隣の人が子育てについて、気になること	子育てのパートナー以外に育児を手伝ってくれる人がいないこと	子どもを叱りすぎているようなこと	なかなか手を上げたり、まっすぐ話したりしてしまったりすること	地域から利用しないこと	その他	特になし	無回答
	全体	30.6	26.3	5.5	11.3	23.0	2.1	20.0	14.3	1.2	6.2	3.9	36.9	3.9	4.6	4.8	19.8	2.8	
	福島	30.0	25.4	5.8	12.7	21.5	1.5	19.6	14.6	1.5	5.4	4.6	36.2	3.8	5.0	5.0	20.8	1.9	
	有明	34.8	21.7	-	8.7	34.8	-	21.7	4.3	-	-	-	39.1	-	4.3	13.0	17.4	-	
	金谷	44.4	33.3	-	11.1	22.2	-	22.2	11.1	-	-	-	44.4	11.1	-	-	33.3	-	
	笠砥	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-
	北方	24.3	35.1	8.1	8.1	32.4	-	21.6	21.6	-	5.4	-	35.1	2.7	5.4	-	21.6	-	
	秋山	-	-	-	-	50.0	-	25.0	25.0	-	-	-	25.0	-	-	-	-	50.0	-
	大東	18.9	18.9	2.7	10.8	27.0	2.7	18.9	8.1	-	5.4	-	43.2	5.4	-	2.7	18.9	-	
	大平	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	
	本城	36.4	31.8	13.6	13.6	27.3	9.1	40.9	13.6	-	18.2	9.1	50.0	9.1	9.1	-	18.2	-	
	都井	70.0	40.0	10.0	-	20.0	20.0	10.0	20.0	10.0	10.0	20.0	50.0	10.0	-	-	10.0	-	
	市木	25.0	33.3	-	25.0	8.3	-	8.3	16.7	-	8.3	-	16.7	-	-	33.3	25.0	-	
	0歳児	33.9	31.4	5.0	7.4	9.1	4.1	17.4	7.4	0.8	7.4	3.3	33.1	2.5	10.7	2.5	22.3	1.7	
	1歳児	35.9	39.1	7.6	16.3	28.3	2.2	21.7	10.9	1.1	5.4	6.5	33.7	4.3	1.1	5.4	19.6	1.1	
	2歳児	24.2	21.2	6.1	7.6	28.8	1.5	16.7	12.1	-	3.0	4.5	37.9	6.1	3.0	9.1	24.2	1.5	
	3歳児	30.6	12.9	1.6	11.3	35.5	1.6	17.7	19.4	-	6.5	-	40.3	3.2	3.2	8.1	12.9	4.8	
	4歳児	28.9	22.2	8.9	17.8	20.0	-	31.1	22.2	-	8.9	2.2	42.2	4.4	2.2	-	17.8	4.4	
	5歳児	23.1	15.4	2.6	12.8	30.8	-	25.6	28.2	5.1	7.7	7.7	48.7	5.1	-	2.6	17.9	2.6	
	ひとり親	37.8	17.8	2.2	17.8	24.4	-	26.7	22.2	2.2	4.4	4.4	48.9	2.2	8.9	4.4	13.3	-	
	フル・フル	32.9	26.1	6.2	9.3	33.5	1.2	20.5	10.6	0.6	4.3	2.5	32.3	4.3	1.9	6.2	24.2	1.9	
	フル・パート	30.8	23.1	6.7	10.6	17.3	2.9	20.2	17.3	1.9	6.7	4.8	43.3	5.8	3.8	3.8	14.4	1.9	
	専業主婦(夫)	28.3	30.2	5.7	11.3	7.5	1.9	13.2	7.5	-	7.5	5.7	24.5	-	9.4	3.8	24.5	3.8	
	パート・パート	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	
	無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

⑤ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

子育てを両立する上で大変だと感じることとしては、「子どもと接する時間が少ない」が38.9%と最も多く、続いて「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」が32.3%、「急な残業が入ってしまう」が31.8%となっています。

問 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるのはどのようなことですか。(2つに〇)



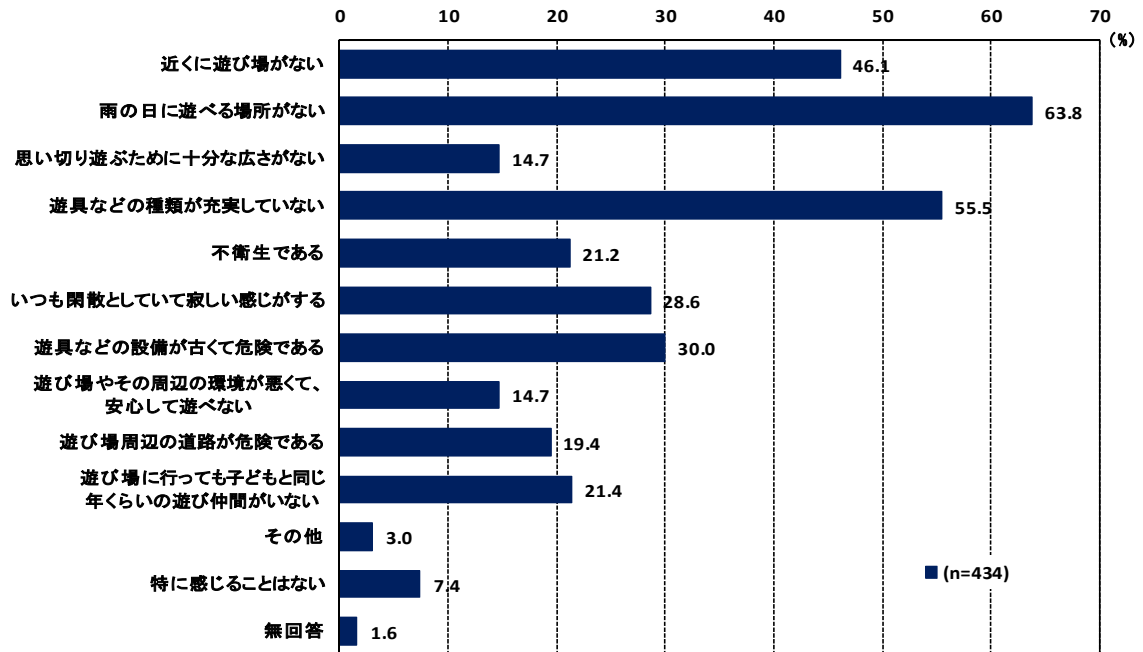
	サンプル数	急な残業が入ってしまう	自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない	家族の理解が得られない	職場の理解が得られない	子どものほかに面倒をみなければならない人がいる	子どものほかに面倒をみってくれる保育所(園)などが見つからない	子どもと接する時間が少ない	その他	特になし	無回答	
全体	434	31.8	32.3	3.5	12.7	1.6	1.4	38.9	4.4	21.0	3.9	
地区別	福島	260	32.3	34.2	2.7	13.5	1.2	1.2	39.6	4.6	19.6	3.8
	有明	23	39.1	26.1	-	21.7	4.3	-	60.9	8.7	8.7	-
	金谷	9	22.2	44.4	11.1	11.1	-	-	33.3	-	33.3	-
	笠祇	2	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0
	北方	37	37.8	16.2	5.4	10.8	-	2.7	29.7	2.7	32.4	-
	秋山	4	-	-	-	-	-	-	50.0	-	75.0	-
	大束	37	27.0	21.6	-	8.1	2.7	-	48.6	-	27.0	-
	大平	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	本城	22	27.3	31.8	18.2	18.2	-	4.5	31.8	9.1	22.7	9.1
	都井	10	30.0	40.0	10.0	-	10.0	-	30.0	-	20.0	-
市木	12	41.7	50.0	-	8.3	-	-	33.3	8.3	-	16.7	
児童年齢別	0歳児	121	33.1	37.2	0.8	14.9	-	4.1	38.0	4.1	18.2	3.3
	1歳児	92	32.6	38.0	3.3	15.2	2.2	1.1	39.1	3.3	17.4	2.2
	2歳児	66	25.8	36.4	6.1	7.6	3.0	-	36.4	1.5	22.7	4.5
	3歳児	62	32.3	24.2	3.2	11.3	1.6	-	43.5	9.7	25.8	3.2
	4歳児	45	37.8	17.8	6.7	11.1	4.4	-	40.0	6.7	26.7	2.2
	5歳児	39	30.8	23.1	5.1	15.4	-	-	41.0	2.6	20.5	7.7
家庭類型別	ひとり親	45	40.0	31.1	4.4	13.3	4.4	2.2	44.4	2.2	15.6	-
	フル・フル	161	42.9	28.6	2.5	9.3	1.2	1.2	46.0	5.0	19.9	1.9
	フル・パート	104	20.2	33.7	1.9	7.7	1.0	1.0	32.7	5.8	27.9	3.8
	専業主婦(夫)	53	28.3	47.2	1.9	18.9	3.8	1.9	28.3	3.8	15.1	1.9
	パート・パート	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

⑥ 家の近くの子どもの遊び場について

家の近くの子どもの遊び場について日頃感じていることをみると、「雨の日に遊べる場所がない」(63.8%)、「遊具などの種類が充実していない」(55.5%)、「近くに遊び場がない」(46.1%)の3つが多くあげられています。

問 家の近くの子どもの遊び場について日頃どのように感じていますか。

(あてはまるものすべてに○)



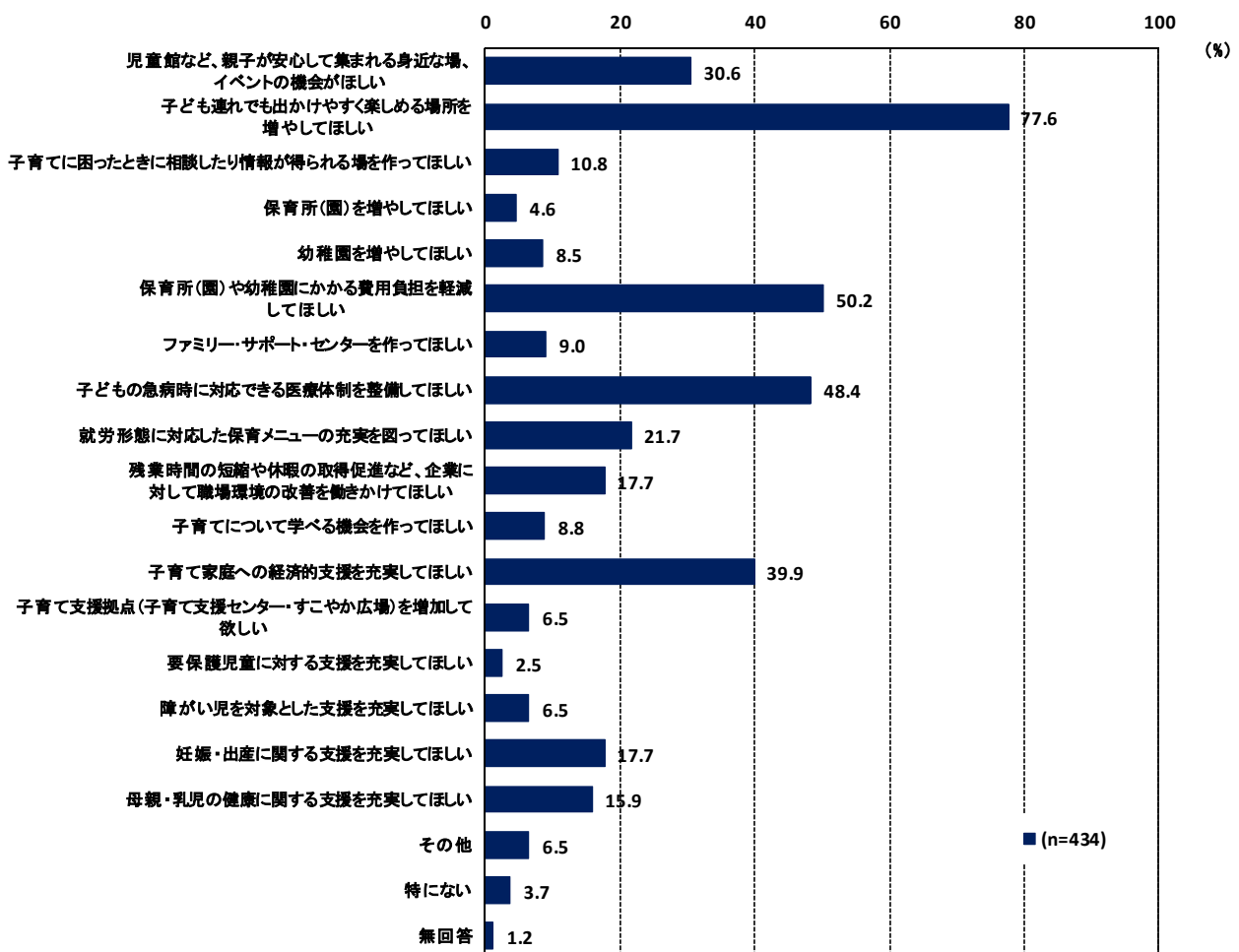
	サンプル数	近くに遊び場がない	雨の日に遊べる場所がない	思い切り遊ぶために十分な広さがない	遊具などの種類が充実していない	不衛生である	いつも閑散としていて寂しい感じがする	遊具などの設備が古くて危険である	遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない	遊び場周辺の道路が危険である	遊び場に行っても子どもと同じ年くらいの遊び仲間がない	その他	特に感じることはない	無回答
全体	434	46.1	63.8	14.7	55.5	21.2	28.6	30.0	14.7	19.4	21.4	3.0	7.4	1.6
地区別	福島	260	40.8	66.5	13.8	55.8	23.1	29.6	32.7	14.6	19.6	2.3	8.8	0.8
	有明	23	39.1	52.2	17.4	69.6	34.8	26.1	39.1	26.1	21.7	-	-	-
	金谷	9	22.2	66.7	-	55.6	44.4	33.3	66.7	33.3	11.1	33.3	-	-
	笠祇	2	50.0	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	50.0
	北方	37	51.4	70.3	16.2	43.2	18.9	32.4	16.2	16.2	10.8	8.1	8.1	-
	秋山	4	75.0	75.0	25.0	75.0	-	50.0	50.0	-	-	50.0	-	-
	大東	37	70.3	59.5	13.5	48.6	10.8	16.2	18.9	2.7	16.2	27.0	-	8.1
	大平	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	本城	22	77.3	59.1	31.8	63.6	22.7	36.4	27.3	22.7	27.3	31.8	-	4.5
	都井	10	30.0	60.0	-	50.0	10.0	20.0	20.0	-	-	50.0	10.0	10.0
市木	12	50.0	66.7	16.7	66.7	8.3	33.3	33.3	8.3	8.3	25.0	16.7	-	
児童年齢別	0歳児	121	43.0	62.8	11.6	52.1	23.1	27.3	30.6	17.4	17.4	17.4	0.8	7.4
	1歳児	92	45.7	64.1	16.3	62.0	22.8	26.1	32.6	14.1	17.4	23.9	2.2	4.3
	2歳児	66	43.9	65.2	13.6	65.2	27.3	27.3	31.8	12.1	22.7	21.2	6.1	9.1
	3歳児	62	50.0	61.3	11.3	53.2	14.5	35.5	29.0	8.1	22.6	25.8	3.2	8.1
	4歳児	45	46.7	73.3	24.4	42.2	17.8	26.7	28.9	22.2	20.0	15.6	4.4	4.4
	5歳児	39	51.3	59.0	15.4	51.3	20.5	38.5	25.6	15.4	20.5	28.2	2.6	12.8
家庭類型別	ひとり親	45	37.8	71.1	13.3	53.3	24.4	17.8	31.1	15.6	26.7	26.7	-	8.9
	フル・フル	161	51.6	64.0	12.4	57.8	21.1	28.6	34.2	11.2	16.8	19.3	1.9	7.5
	フル・パート	104	39.4	72.1	17.3	50.0	23.1	30.8	32.7	18.3	21.2	19.2	3.8	4.8
	専業主婦(夫)	53	47.2	60.4	13.2	60.4	22.6	35.8	24.5	15.1	18.9	24.5	9.4	7.5
	パート・パート	1	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

⑦ 充実してほしい子育て支援施策

串間市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいかをみると、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が77.6%と特に多くなっています。次いで、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が50.2%、「子どもの急病時に対応できる医療体制を整備してほしい」が48.4%、「子育て家庭への経済的支援を充実してほしい」が39.9%となっており、費用負担の軽減や経済的支援の充実などへの要望が強くなっています。

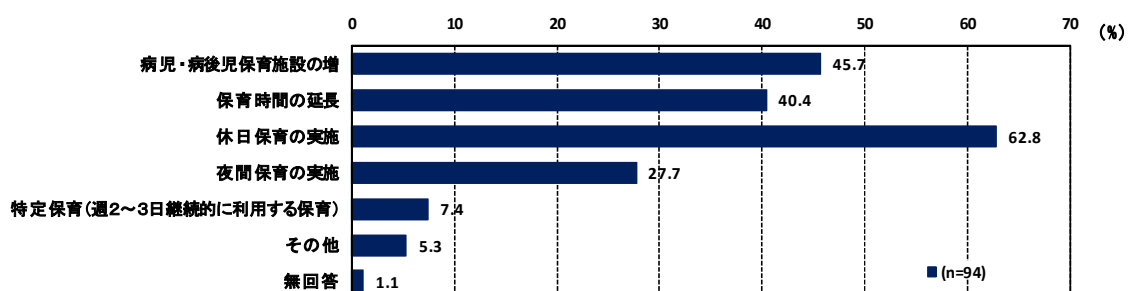
問 串間市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)



「就労形態に対応した保育メニューの充実を図ってほしい」に○をした方にうかがいます。

問 どのようなサービスの充実を望みますか。(あてはまるものすべてに○)



■ 充実してほしい子育て支援施策 ■

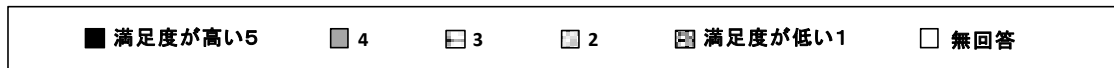
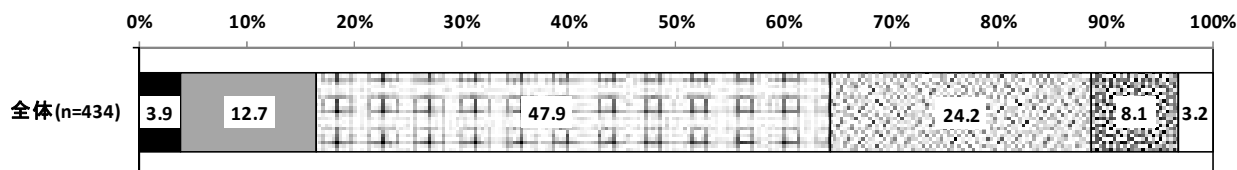
	サンプル数	いる身近な場、イベントの機会がほしい	る場所を増やしてほしい	報子が得られる場を作つてほしい	保育所(園)を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	負担を軽減してほしい	作ってほしい	子どもを急病時に対応できる医療体制を整備してほしい	充実を図ってほしい	働きかきかけてほしい	子どもについて学べる機会を作つてほしい	子育て家庭への経済的支援を充実してほしい	しい・すこやか(子育て支援センター)を増加してほしい	ほしい	障がい児を対象とした支援(児童発達サービス)を充実してほしい	ほし	実親してほしい	その他	特にな	無回答
全体	434	30.6	77.6	10.8	4.6	8.5	50.2	9.0	48.4	21.7	17.7	8.8	39.9	6.5	2.5	6.5	17.7	15.9	6.5	3.7	1.2
福島	260	33.1	77.3	11.9	6.2	10.0	54.6	10.4	50.4	21.9	18.8	9.2	40.8	6.9	2.3	6.2	19.2	14.6	5.0	4.2	0.8
有明	23	30.4	82.6	4.3	4.3	-	60.9	-	39.1	8.7	26.1	8.7	47.8	-	-	-	17.4	21.7	17.4	-	-
金谷	9	22.2	77.8	-	-	11.1	44.4	11.1	55.6	33.3	11.1	-	55.6	-	-	-	33.3	11.1	-	-	-
笠祇	2	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0
北方	37	16.2	81.1	8.1	-	-	37.8	-	51.4	18.9	13.5	16.2	24.3	-	8.1	16.2	8.1	13.5	10.8	2.7	-
秋山	4	25.0	50.0	-	-	-	50.0	-	25.0	25.0	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-
大東	37	21.6	78.4	2.7	5.4	2.7	37.8	2.7	35.1	18.9	13.5	-	48.6	2.7	-	2.7	8.1	13.5	2.7	5.4	-
大平	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-
本城	22	36.4	86.4	27.3	4.5	13.6	54.5	9.1	54.5	31.8	27.3	18.2	45.5	13.6	4.5	4.5	9.1	13.6	4.5	4.5	-
都井	10	40.0	60.0	10.0	-	10.0	40.0	20.0	60.0	30.0	10.0	10.0	50.0	10.0	10.0	30.0	30.0	50.0	20.0	-	-
市木	12	58.3	83.3	16.7	-	16.7	41.7	33.3	33.3	33.3	25.0	8.3	33.3	25.0	-	8.3	25.0	8.3	8.3	-	-
0歳児	121	25.6	84.3	14.9	6.6	9.9	57.9	4.1	55.4	27.3	17.4	12.4	43.0	13.2	1.7	5.8	17.4	19.8	1.7	0.8	0.8
1歳児	92	40.2	81.5	12.0	4.3	8.7	53.3	13.0	50.0	29.3	23.9	6.5	42.4	7.6	4.3	8.7	20.7	20.7	10.9	2.2	-
2歳児	66	30.3	71.2	9.1	6.1	12.1	56.1	12.1	42.4	9.1	13.6	9.1	40.9	3.0	1.5	6.1	16.7	6.1	7.6	7.6	-
3歳児	62	27.4	74.2	6.5	1.6	6.5	43.5	9.7	37.1	27.4	22.6	4.8	29.0	3.2	3.2	8.1	17.7	12.9	6.5	8.1	-
4歳児	45	33.3	75.6	8.9	4.4	4.4	46.7	6.7	53.3	11.1	11.1	11.1	51.1	-	2.2	6.7	6.7	13.3	13.3	-	2.2
5歳児	39	25.6	69.2	7.7	2.6	5.1	25.6	5.1	43.6	10.3	12.8	7.7	30.8	-	-	-	20.5	15.4	-	5.1	2.6
ひとり親	45	26.7	82.2	8.9	2.2	6.7	48.9	8.9	46.7	26.7	17.8	4.4	42.2	2.2	4.4	11.1	13.3	22.2	2.2	2.2	-
フル・フル	161	27.3	77.0	6.2	5.0	8.1	53.4	8.7	52.2	29.8	21.7	8.1	32.3	4.3	1.2	6.8	14.9	11.8	7.5	3.1	-
フル・パート	104	33.7	77.9	11.5	6.7	5.8	50.0	11.5	43.3	11.5	19.2	7.7	48.1	5.8	2.9	5.8	20.2	16.3	4.8	3.8	1.0
専業主婦(夫)	53	41.5	77.4	22.6	-	9.4	50.9	5.7	58.5	9.4	11.3	15.1	45.3	13.2	-	3.8	22.6	22.6	13.2	3.8	-
パート・パート	1	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-
無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑧ 地域における子育て環境や支援の満足度

居住している地域における子育て環境や支援の満足度をみると、「満足度が高い5」は3.9%、「4」が12.7%と少なくなっています。

逆に、「満足度が低い1」は8.1%、「2」は24.2%と多くなっています。

問 お住まいの地域における子育て環境や支援の満足度についてどう思いますか。(1つに○)



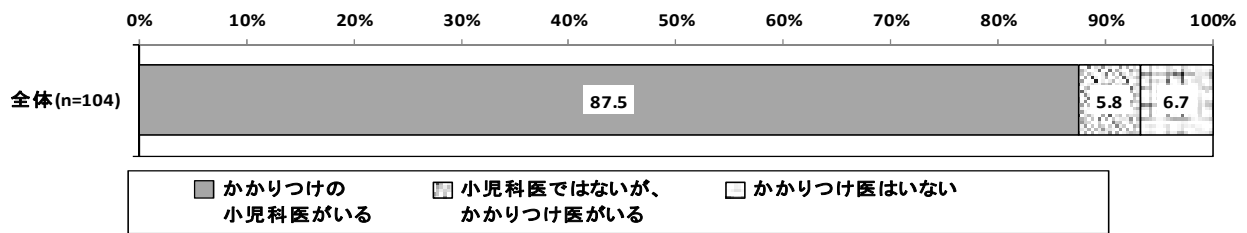
	サンプル数	満足度が低い					満足度が高い5	無回答
		1	2	3	4	5		
全体	434	8.1	24.2	47.9	12.7	3.9	3.2	
地区別	福島	260	10.0	25.8	45.8	14.2	2.3	1.9
	有明	23	8.7	21.7	56.5	4.3	-	8.7
	金谷	9	-	11.1	55.6	11.1	11.1	11.1
	笠祇	2	50.0	-	-	-	-	50.0
	北方	37	2.7	10.8	62.2	18.9	5.4	-
	秋山	4	-	25.0	75.0	-	-	-
	大東	37	-	24.3	54.1	13.5	8.1	-
	大平	1	-	-	-	100.0	-	-
	本城	22	9.1	22.7	54.5	9.1	4.5	-
	都井	10	-	30.0	40.0	10.0	20.0	-
市木	12	8.3	33.3	33.3	-	16.7	8.3	
児童年齢別	0歳児	121	9.9	24.8	44.6	14.0	3.3	3.3
	1歳児	92	8.7	29.3	46.7	10.9	4.3	-
	2歳児	66	9.1	18.2	48.5	19.7	1.5	3.0
	3歳児	62	6.5	25.8	48.4	9.7	8.1	1.6
	4歳児	45	4.4	20.0	55.6	13.3	2.2	4.4
	5歳児	39	2.6	23.1	56.4	7.7	5.1	5.1
家庭類型別	ひとり親	45	6.7	33.3	44.4	11.1	2.2	2.2
	フル・フル	161	6.8	23.6	48.4	15.5	5.0	0.6
	フル・パート	104	7.7	22.1	53.8	11.5	2.9	1.9
	専業主婦(夫)	53	11.3	26.4	37.7	17.0	1.9	5.7
	パート・パート	1	-	100.0	-	-	-	-
無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	

(2) 就学児童保護者調査

① かかりつけの小児科医

かかりつけの小児科医がいるのは、87.5%です。

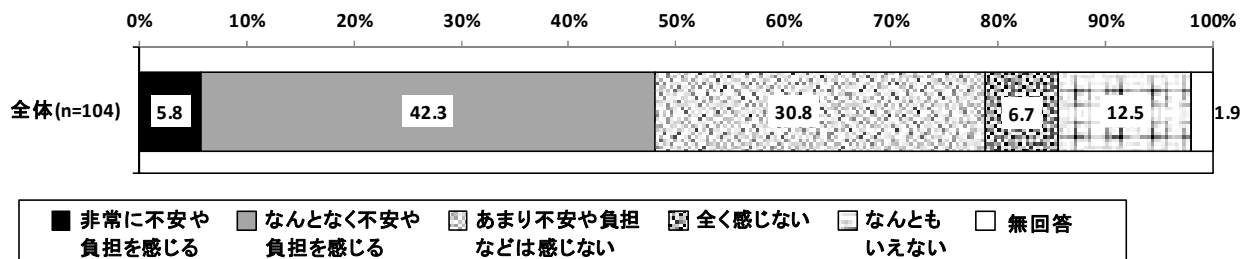
問 お子さまはかかりつけの小児科医がいますか。(1つに〇)



② 子育てに関して不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感については、「非常に不安や負担を感じる」が5.8%、「なんとなく不安や負担を感じる」が42.3%、合計すると48.1%に対し、「あまり不安や負担などは感じない」が30.8%、「全く感じない」が6.7%、合計すると37.5%となっています。
負担を感じている人の方が少し多くなっています。

問 子育てに関して不安感や負担感などをお感じですか。(1つに〇)

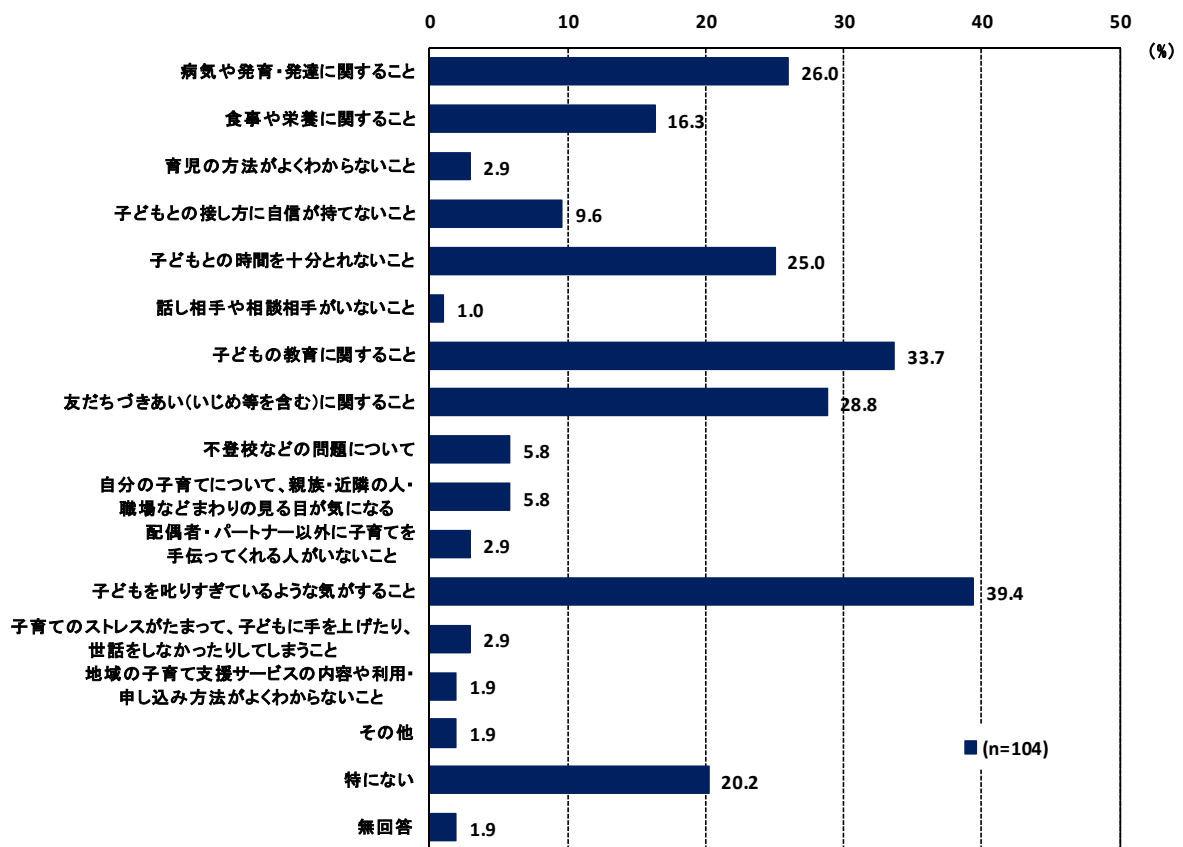


③ 子育てに関して、日常悩んでいること・または気になること

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについてみると、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが39.4%で最も多くなっています。次いで「子どもの教育に関すること」が33.7%、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が28.8%、「病気や発育・発達に関すること」が26.0%と続いています。

問 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに○)



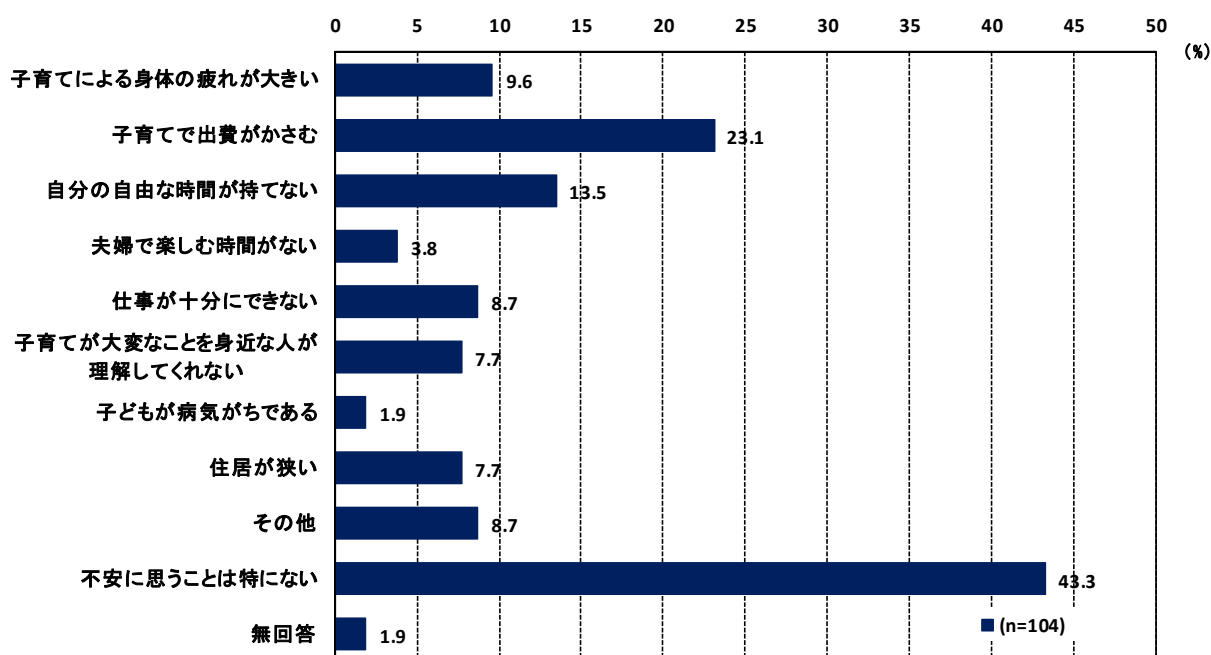
	サンプル数	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	育児の方法がよくわからないこと	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子どもとの時間を十分とれないこと	話し相手や相談相手がないこと	子どもの教育に関すること	友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	不登校などの問題について	自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になる	配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子どもを叱りすぎているような気がする	子育てのストレスがたまって、子どもに手を上げたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと	その他	特になし	無回答	
全体	104	26.0	16.3	2.9	9.6	25.0	1.0	33.7	28.8	5.8	5.8	2.9	39.4	2.9	1.9	1.9	20.2	1.9	
学 年 別	1年生	41	26.8	19.5	4.9	19.5	22.0	-	29.3	34.1	4.9	7.3	-	53.7	7.3	-	2.4	17.1	-
	2年生	32	28.1	21.9	3.1	3.1	34.4	3.1	40.6	28.1	6.3	3.1	6.3	31.3	-	3.1	3.1	18.8	3.1
	3年生	29	24.1	6.9	-	3.4	20.7	-	31.0	24.1	6.9	6.9	3.4	27.6	-	-	-	27.6	3.4
家 庭 類 型 別	ひとり親	20	40.0	20.0	5.0	10.0	35.0	-	35.0	30.0	10.0	15.0	-	40.0	-	-	-	20.0	-
	フル・フル	33	24.2	12.1	-	18.2	39.4	-	36.4	24.2	3.0	3.0	3.0	45.5	-	6.1	3.0	21.2	3.0
	フル・パート	34	20.6	11.8	2.9	5.9	11.8	-	35.3	35.3	5.9	5.9	2.9	38.2	5.9	-	2.9	17.6	-
	専業主婦(夫)	9	22.2	22.2	-	-	11.1	11.1	22.2	33.3	11.1	-	11.1	33.3	-	-	-	22.2	11.1
パート・パート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④ 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることとしては、「子育てで出費がかさむ」が23.1%で最も多く、次いで、「自分の自由な時間が持てない」が13.5%となっています。

その一方で、「不安に思うことは特にない」が43.3%となっており、不安を感じていない人もかなりみられます。

問 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることはどんなことですか。
(あてはまるものすべてに○)

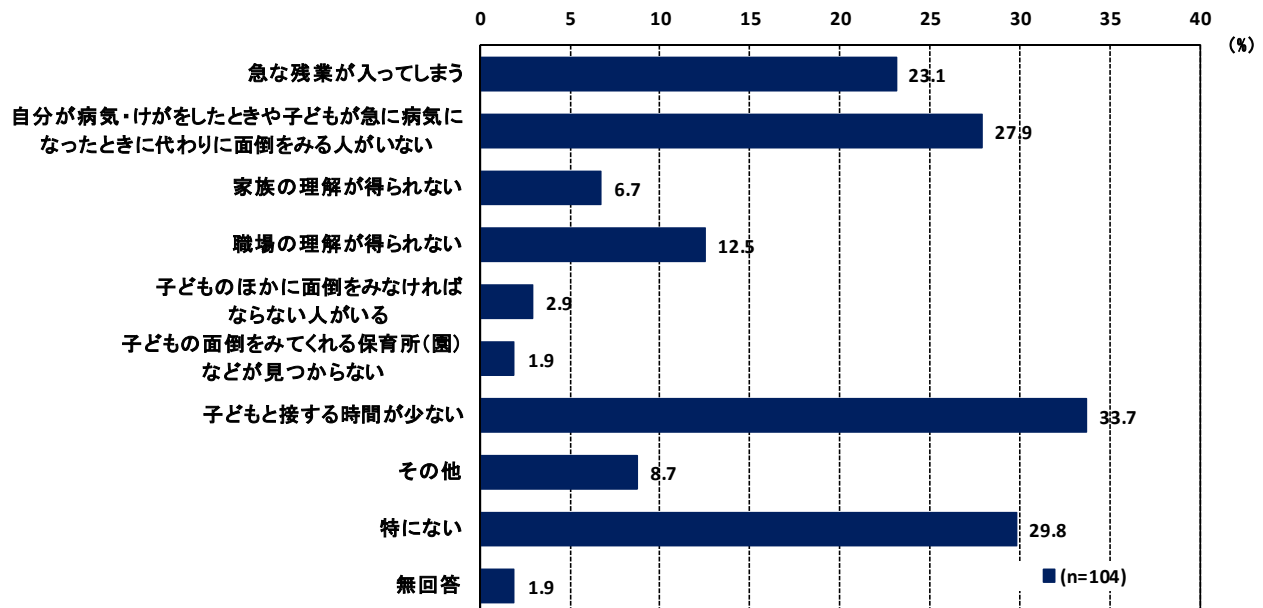


		サンプル数	子育てによる身体の疲れが大きい	子育てで出費がかさむ	自分の自由な時間が持てない	夫婦で楽しむ時間がない	仕事が十分にできない	子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	子どもが病気がちである	住居が狭い	その他	不安に思うことは特にない	無回答	
全体		104	9.6	23.1	13.5	3.8	8.7	7.7	1.9	7.7	8.7	43.3	1.9	
学年別	1年生	41	14.6	12.2	14.6	4.9	9.8	7.3	2.4	7.3	9.8	48.8	2.4	
	2年生	32	9.4	37.5	15.6	3.1	9.4	3.1	3.1	3.1	3.1	40.6	3.1	
	3年生	29	3.4	24.1	10.3	3.4	6.9	13.8	-	13.8	10.3	37.9	-	
家庭類型別	ひとり親	20	5.0	5.0	10.0	-	5.0	-	-	5.0	10.0	55.0	5.0	
	フル・フル	33	3.0	18.2	15.2	3.0	3.0	6.1	-	9.1	12.1	42.4	3.0	
	フル・パート	34	17.6	38.2	14.7	5.9	11.8	14.7	2.9	2.9	5.9	38.2	-	
	専業主婦(夫)	9	11.1	22.2	-	-	22.2	-	11.1	11.1	-	44.4	-	
	パート・パート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じる事

子育てを両立する上で大変だと感じる事について、「子どもと接する時間が少ない」が33.7%と最も多く、次いで、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」が27.9%、「急な残業が入ってしまう」が23.1%となっています。

問 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるのはどのようなことですか。(2つに〇)



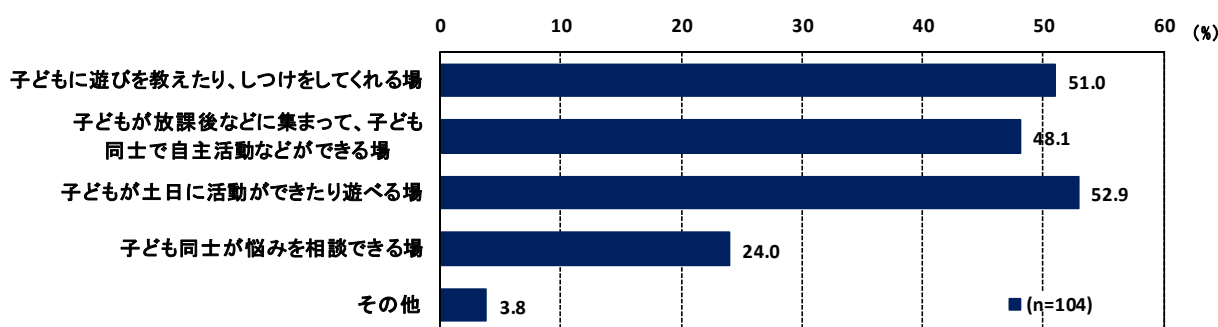
		サンプル数	急な残業が入ってしまう	自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない	家族の理解が得られない	職場の理解が得られない	子どものほかに面倒をみなければならぬ人がいる	(園)などが見つからない	子どもと接する時間が少ない	その他	特になし	無回答
	全体	104	23.1	27.9	6.7	12.5	2.9	1.9	33.7	8.7	29.8	1.9
学年別	1年生	41	31.7	19.5	2.4	12.2	2.4	-	41.5	9.8	31.7	2.4
	2年生	32	21.9	31.3	9.4	3.1	6.3	3.1	34.4	9.4	28.1	3.1
	3年生	29	13.8	37.9	10.3	24.1	-	3.4	24.1	3.4	27.6	-
家庭類型別	ひとり親	20	25.0	15.0	5.0	15.0	-	-	35.0	5.0	35.0	5.0
	フル・フル	33	21.2	15.2	6.1	15.2	3.0	-	42.4	12.1	24.2	3.0
	フル・パート	34	17.6	47.1	8.8	8.8	2.9	2.9	23.5	8.8	32.4	-
	専業主婦(夫)	9	22.2	44.4	-	22.2	11.1	11.1	33.3	-	22.2	-
	パート・パート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑥ 身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場について

身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる望ましい場としては、「子どもが土日に活動ができたり遊べる場」が52.9%最も多くなっています。次いで、「子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場」が51.0%、「子どもが放課後などに集まって、子ども同士で自主活動などができる場」が48.1%となっています。

「子ども同士が悩みを相談できる場」は24.0%となっています。

問 身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場ができた場合、どのようなものが望ましいとお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

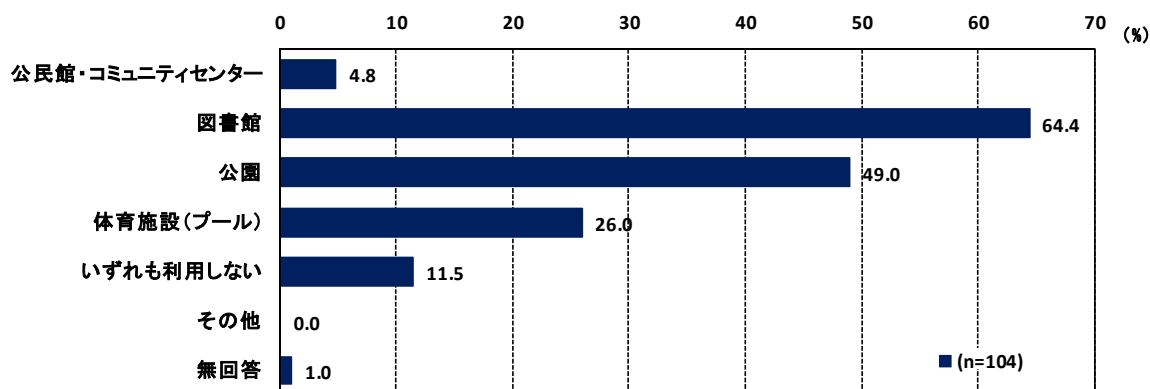


	サンプル数	子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場	子ども同士が自主活動などができる場	子どもが土日に活動できたり遊べる場	子ども同士が悩みを相談できる場	その他	
全体	104	51.0	48.1	52.9	24.0	3.8	
学年別	1年生	41	53.7	48.8	58.5	26.8	2.4
	2年生	32	53.1	46.9	43.8	28.1	6.3
	3年生	29	44.8	48.3	55.2	13.8	3.4
家庭類型別	ひとり親	20	55.0	30.0	50.0	20.0	-
	フル・フル	33	48.5	45.5	60.6	30.3	6.1
	フル・パート	34	47.1	64.7	55.9	17.6	-
	専業主婦(夫)	9	77.8	44.4	44.4	44.4	-
	パート・パート	-	-	-	-	-	-
無業・無業	-	-	-	-	-	-	

⑦ 子どもがよく利用する公共施設

子どもがよく利用する公共施設としては、「図書館」が64.4%と最も多くなっています。次いで、「公園」が49.0%、「体育施設（プール）」が26.0%となっています。

問 調査対象のお子さまがよく利用する公共施設は何ですか。（あてはまるものすべてに○）



		サンプル数	公民館・コミュニティセンター	図書館	公園	体育施設（プール）	いずれも利用しない	その他	無回答
全体		104	4.8	64.4	49.0	26.0	11.5	-	1.0
学年別	1年生	41	4.9	65.9	56.1	31.7	9.8	-	-
	2年生	32	9.4	68.8	50.0	18.8	3.1	-	3.1
	3年生	29	-	58.6	37.9	24.1	20.7	-	-
家庭類型別	ひとり親	20	5.0	65.0	50.0	20.0	10.0	-	5.0
	フル・フル	33	3.0	66.7	45.5	36.4	9.1	-	-
	フル・パート	34	2.9	64.7	50.0	23.5	14.7	-	-
	専業主婦（夫）	9	11.1	66.7	44.4	22.2	11.1	-	-
	パート・パート	-	-	-	-	-	-	-	-
無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	

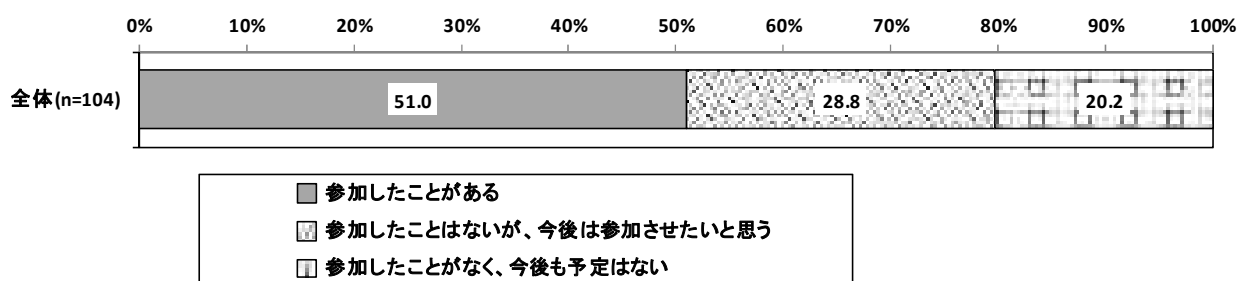
⑧ 地域活動やグループ活動などへの参加状況

地域活動やグループ活動などに参加状況を見ると、「参加したことがある」が51.0%、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思う」が28.8%、「参加したことがなく、今後も予定はない」が20.2%となっています。

参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類についてみると、「スポーツ活動」が71.1%と圧倒的に多くなっています。

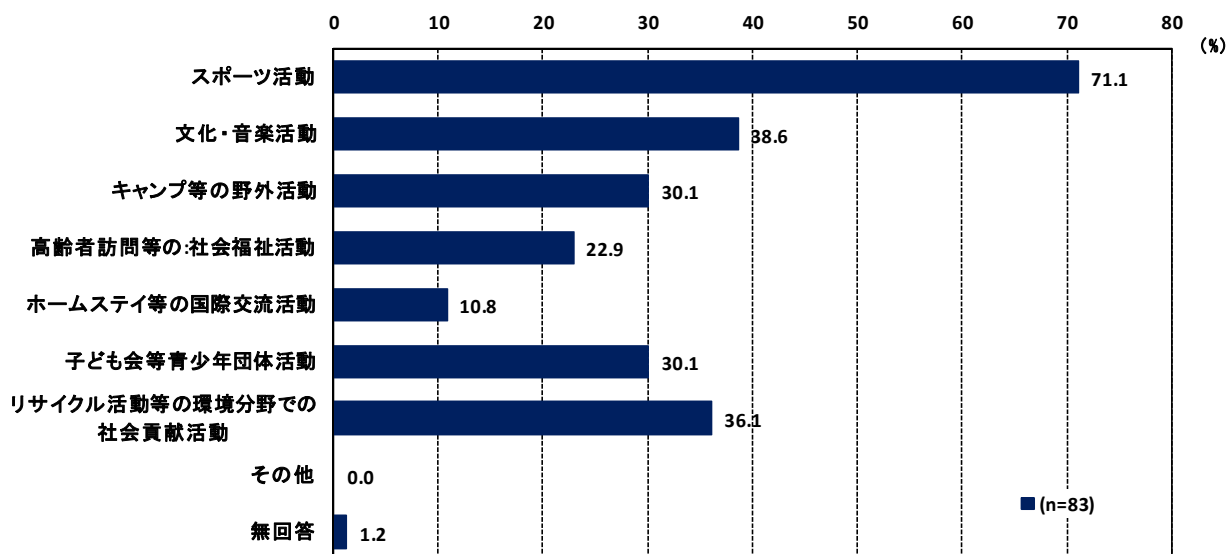
次いで「文化・音楽活動」(38.6%)、「リサイクル活動等の環境分野での社会貢献活動」(36.1%)などが多くあげられています。

問 調査対象のお子さまは地域活動やグループ活動などに参加したことがありますか。(1つに○)



「参加したことがある」「参加したことはないが、今後は参加させたいと思う」に○をした方にうかがいます。

問 お子さまが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



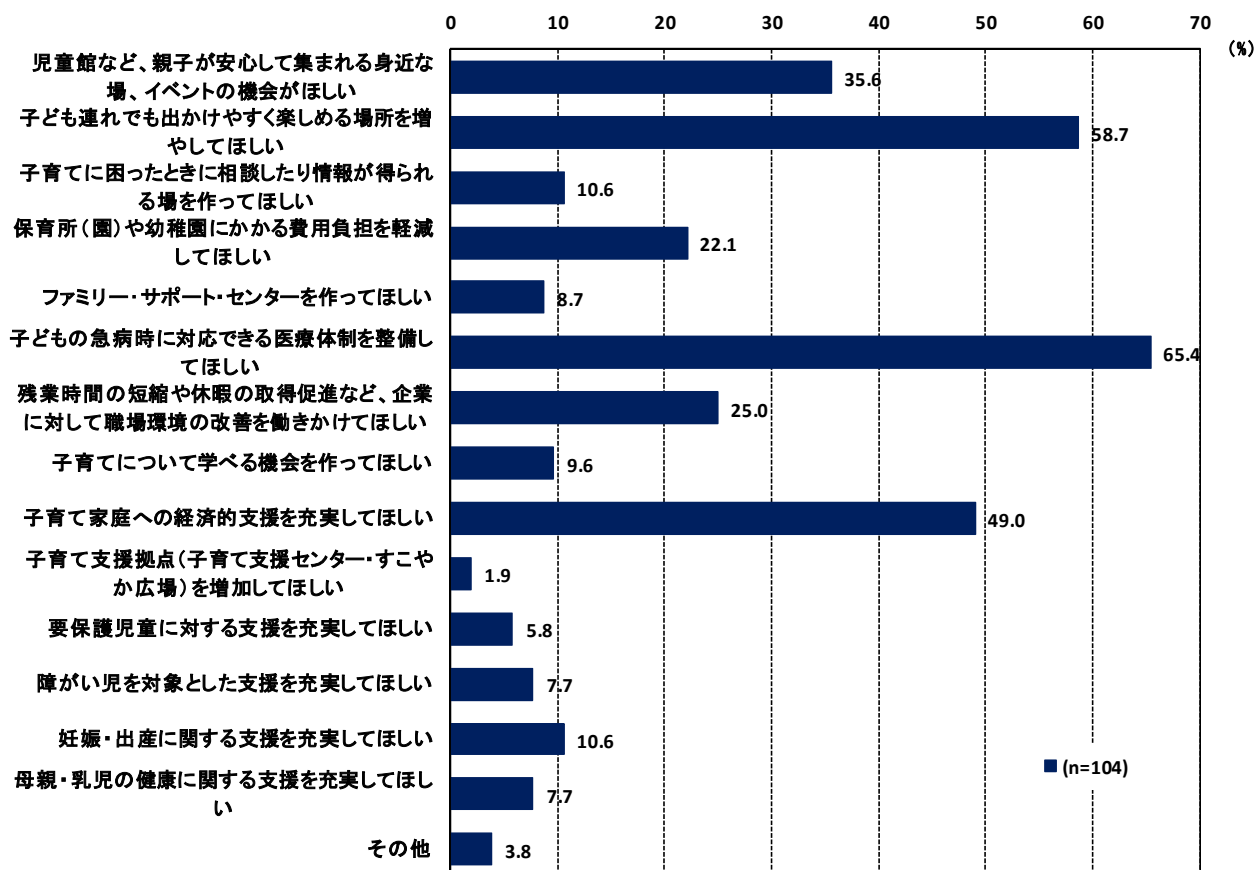
⑨ 充実してほしい子育て支援施策

串間市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいかをみると、「子どもの急病時に対応できる医療体制を整備してほしい」(65.4%)と「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」(58.7%)、「子育て家庭への経済的支援を充実してほしい」(49.0%)の3つが特に多くなっています。

次いで、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」(35.6%)、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」(25.0%)、「保育所(園)や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」(22.1%)が多くなっています。

問 串間市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)



■ 充実してほしい子育て支援施策 ■

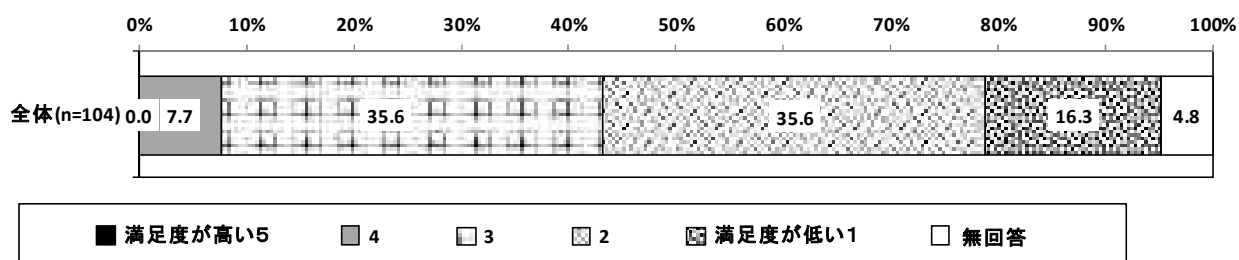
		サンプル数	児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい	子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	子育てに困ったときに相談したり情報が得られる場を作ってもらいたい	保育所（園）や幼稚園にかかると費用負担を軽減してほしい	ファミリー・サポート・センターを作ってもらいたい	子どもの急病時に対応できる医療体制を整備してほしい	就業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	子育てについて学べる機会を作ってもらいたい
全体		104	35.6	58.7	10.6	22.1	8.7	65.4	25.0	9.6
学年別	1年生	41	39.0	68.3	12.2	26.8	7.3	68.3	29.3	12.2
	2年生	32	40.6	53.1	6.3	18.8	6.3	53.1	25.0	9.4
	3年生	29	27.6	51.7	10.3	20.7	13.8	75.9	20.7	6.9
家庭類型別	ひとり親	20	45.0	65.0	10.0	35.0	5.0	60.0	40.0	5.0
	フル・フル	33	24.2	45.5	12.1	9.1	6.1	66.7	18.2	12.1
	フル・パート	34	44.1	73.5	2.9	29.4	8.8	58.8	20.6	8.8
	専業主婦（夫）	9	22.2	44.4	11.1	11.1	11.1	88.9	44.4	-
	パート・パート	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		子育て家庭への経済的支援を充実してほしい	子育て支援拠点（子育て広場）を増加してほしい	要保護児童に対する支援を充実してほしい	障がい児を対象とした支援（児童デイサービス・日中一時預かり事業）	妊娠・出産に関する支援を充実してほしい	母親・乳児の健康に関する支援を充実してほしい	その他	特になし	無回答
全体		49.0	1.9	5.8	7.7	10.6	7.7	3.8	1.0	1.9
学年別	1年生	43.9	2.4	2.4	7.3	12.2	9.8	4.9	-	-
	2年生	59.4	3.1	12.5	9.4	12.5	9.4	6.3	3.1	3.1
	3年生	48.3	-	3.4	6.9	6.9	3.4	-	-	3.4
家庭類型別	ひとり親	50.0	-	5.0	10.0	30.0	15.0	-	-	-
	フル・フル	48.5	-	3.0	3.0	6.1	6.1	6.1	-	6.1
	フル・パート	52.9	2.9	8.8	11.8	5.9	5.9	-	2.9	-
	専業主婦（夫）	44.4	11.1	11.1	-	11.1	11.1	11.1	-	-
	パート・パート	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無業・無業	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑩ 地域における子育て環境や支援の満足度

居住している地域における子育て環境や支援の満足度をみると、「満足度が高い5」と回答した人はなく、「4」が7.7%にとどまっています。

逆に、「満足度が低い1」が16.3%、「2」が35.6%と多くなっています。

問 お住まいの地域における子育て環境や支援の満足度についてどう思いますか。(1つに〇)



2 串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例

○串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例

平成25年6月26日串間市条例第20号

串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、串間市子ども・子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関して学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 串間市子ども・子育て支援推進委員会委員名簿

	団体名	役職	氏名	備考
1	串間市福祉事務所	所長	塔尾 勝美	地方公共団体
2	串間市学校政策課	課長	都成 量	地方公共団体
3	宮崎大学	准教授	棕木 香子	有識者
4	こばと幼稚園	園長	岩下 アヤ子	子育て支援従事者
5	串間法人立保育園連絡協議会	代表	岡留 浩	子育て支援従事者
6	串間市公立保育所	代表	森本 美穂子	子育て支援従事者
7	串間市校長会(福島中校長)	代表	島田 尚人	有識者
8	串間市PTA協議会	代表	加藤 茂樹	子育て当事者
9	串間市職員労働組合	代表	水永 信介	事業主・労働者代表
10	小学校保護者	代表	江藤 朋子	子育て当事者
11	小学校保護者	代表	中嶋 加奈子	子育て当事者
12	保育園保護者	代表	清水 麻美子	子育て当事者
13	幼稚園保護者	代表	平尾 佳子	子育て当事者
14	子育て支援センター	代表	崎村 尚子	子育て支援従事者
15	串間市民生委員・児童委員協議会	代表	塔尾 秀雄	子育て支援従事者

委嘱期間 平成25年10月1日～平成27年3月31日